

18 世紀フランス植民地貿易再考

服 部 春 彦

はじめに

- I 18 世紀フランスの植民地貿易制度
 - II 18 世紀における植民地貿易の動態
 - III 七年戦争以前における対アメリカ植民地貿易
 - IV 七年戦争以後における植民地貿易の発展
- おわりに

は じ め に

本稿の課題は、18 世紀におけるフランス植民地貿易の発展の過程を、フランス本国＝西インド植民地間貿易を中心にすえて総括的に検討することである。この時期のフランス植民地貿易の展開およびこれを可能にしたフランス植民地帝国の発展については、これまでフランスをはじめ多数の国ぐににおいて夥しい数にのぼる研究がつみ重ねられてきた。それら先行の諸研究は、フランス旧植民地帝国および植民地貿易の発展のさまざまな時期と側面についてきわめて詳細な史実をわれわれに提供している。しかしながら、それら個別研究の諸成果を総合して、18 世紀フランス植民地貿易の全体像を解明するという作業はなお今後に残されているといわねばならない。筆者はかつて10 年余り前に発表した小論¹⁾において、主に J. タラードの研究成果²⁾に拠りながら、18 世紀後半におけるフランス植民地貿易の発展について素描を試みたが、以下においてはその後に入手した若干の第一次史料をも用いながら、18 世紀初頭から大革命前夜にいたるまでのフランス植民地貿易の発展の基本線を明らかにすることにつとめたいと考える。

さて、18 世紀フランス植民地貿易の発展の過程を考察するにあたって、筆者がとくに留意したいと考えるのは、同時代のイギリス植民地貿易との比較の

視点である。従来とくにわが国においては、17、18世紀のイギリスによる植民地帝国の建設と、それがイギリス本国経済の発展に対してもった意義が強調される一方で、³⁾同じ時期のフランスによる植民地帝国の建設と植民地貿易の展開に対しては相対的に低い評価しか与えられてこなかったように思われる。しかしながらフランスは、17世紀中葉から1763年にいたるまで、イギリスと同様に北アメリカ、西インド諸島、西アフリカ、東インドの各植民地を含む広大な帝国を形成していたのであり、⁴⁾またこれらの植民地の中で基軸的地位を占めるフランス領西インドは18世紀をつうじて、砂糖・コーヒー等の熱帯産品の供給地および本国農工業生産物の消費市場として、イギリス領西インドにまさるとも劣らぬ経済的意義を有したのである。もとより筆者は、仏英両国の植民地貿易の規模と形態とに、あるいは両植民地帝国の構造に、いかなる重要な相違も存在しなかったと主張するものではない。両者の間には多くの類似点と同時に重要な相違点が認められるのであり、そうした点をより正確に把握するためにこそ、以下フランス植民地貿易の展開過程の考察においてイギリスの事例との比較に留意して行きたいと考えるのである。

- 1) 拙稿「十八世紀後半におけるフランスの植民地貿易」(以下「植民地貿易」と略記)『西洋史学』97号、1975年。
- 2) J. Tarrade, *Le commerce colonial de la France à la fin de l'Ancien Régime. L'évolution du régime de «l'Exclusif» de 1763 à 1789*, 2 vol., Paris, 1972.
- 3) さしあたり次の諸著を参照。宇治田富造『重商主義植民地体制論・第I部』, 青木書店, 1972年; 川北稔『工業化の歴史的的前提』, 岩波書店, 1983年; 四元忠博『イギリス植民地貿易史研究』, 時潮社, 1984年。
- 4) なお、フランス植民地帝国および植民地貿易の生成期である17世紀を本稿の対象から外したのは、これについて18世紀の場合のように数量的検討を試みるのが現段階では不可能なためである。

I 18世紀フランスの植民地貿易制度

フランスが1700年の時点で海外に有した植民地は、北アメリカのカナダ・アカディア・ニューファンドランド・ルイジアナ、西インド諸島のマルティニック・グアドループとその付属諸島およびサン＝クリストフ・サン＝ドマング両島の仏領部分、南アメリカのギアナ(カイエンヌ)、アフリカ西海岸の奴隷貿易拠点、インド洋上マスカレーニュ諸島のブルボン島とインド本土の若干の商館から成り、移住型、開発(栽培)型、商館型の各植民地を含む多彩な構成を示していた。その後フランスは、スペイン継承戦争後のユトレヒト条約

(1713年)によって、アカディア、ニューファンドランド、カナダのハドソン¹⁾湾地方とサン＝クリストフ（セント＝キッツ）島をイギリスに割譲したものの、1714年以降マスカレーニュ諸島のフランス島を新たに版図に加えつつ、1756-63年の七年戦争までその植民地帝国の基本的構成を維持することができた。しかるに、七年戦争後のパリ条約（1763年）によってフランスは広大なカナダ、ルイジアナ両植民地を失い、その海外領土のドラスティックな縮小をこうむるにいたったのである。

以下の諸節では、これらのフランス領植民地の中で通商上抜群の重要性を有した西インド諸島に焦点を合わせながら、18世紀フランス本国＝植民地間貿易の発展と、その意義について考察を加えることにするが、その点に立ち入る前に、この時期におけるフランス植民地貿易の法的ないし制度的側面について若干述べておくことにしたい。

まず第一に指摘しておかねばならないのは、18世紀のフランスにおいて植民地貿易の大部分がいわゆる特権貿易会社の独占からすでに解放されていたことである。1664年に「西インド会社」Compagnie des Indes occidentalesの独占物とされたカナダ、西インド諸島との貿易は、1668-69年以降会社外的一般商人層によって遂行されるようになり、僅かに仏領サン＝ドマング南西端との貿易のみが、1698年以降「サン＝ドマング会社」Compagnie de Saint-Domingueの独占下におかれるにとどまった²⁾。これに対して、アフリカ西海岸における奴隷貿易は、1664年以来「西インド会社」、「セネガル会社」Compagnie du Sénégal（1673年設立）、「ギニア会社」Compagnie de Guinée（1685年設立、1701年以降「アシエント会社」Compagnie de l'Assienteと称す）の独占の下に、また喜望峯以东のインド・中国との貿易は「東インド会社」Compagnie des Indes orientales（1664年設立）および「中国会社」Compagnie de la Chine（1698年設立）の独占下に、それぞれおかれていたが、しかし17世紀末～18世紀初頭には、「東インド会社」は会社外の商人に対してインド・中国との貿易の許可をたびたび与え、奴隷貿易に関する旧「ギニア会社」の独占権も1713年には一旦廃止されたのである³⁾。

その後1717年には、かのジョン＝ローによってルイジアナの領有権とカナダ産ビーバーの毛皮の販売独占権をもつ「西方会社」Compagnie d'Occidentが設立され、ついで1719年には「セネガル会社」、「中国会社」、「東インド会

社」がこれに統合されて「インド会社」Compagnie des Indes の成立をみた⁴⁾。そして翌 20 年には、「インド会社」は西インド貿易およびシエラレオネ川以南の西アフリカ奴隷貿易の独占権をも手中に収めて、フランス植民地貿易のほとんどすべての領域をその支配下においたのである。しかし、西インド貿易に関する「インド会社」の独占権は早くも 1724 年には廃止され⁶⁾、またルイジアナとの貿易も、1731 年同植民地の王領化とともに自由化された⁷⁾。さらに奴隷貿易に関しても、「インド会社」の独占権は最初の数年間をのぞいて名目的なものにとどまった。「インド会社」は 1722-25 年にはアフリカ西海岸へ多数の船舶を派遣しつつ、奴隷貿易を現実独占したが、1726 年以降になると会社自身の奴隷貿易を著しく縮小する一方、会社外の一般商人が奴隷貿易に従事することを、一定額の許可料支払いを条件に承認するにいたったのである。その後 1767 年にいたって「インド会社」の奴隷貿易独占権が廃止されるとともに、⁸⁾ アフリカ沿岸全体において奴隷貿易は完全に自由化された。1777 年にはセネガル沿岸が再び「仏領ギアナ会社」Compagnie de la Guianne française の独占下におかれたが、フランスの奴隷貿易商人はこの時期にはすでにその活動の中心をより南方のギニア、コンゴ、アンゴラの諸地域に移していたため、⁹⁾ 影響をうけることは少なかったと思われる。

1720 年に「インド会社」の手に集中されたフランス植民地貿易の諸セクターのうち、東インド貿易のみは長期にわたって「インド会社」がこれを独占的に遂行したが、1769 年には同会社の貿易独占権の停止により東インド貿易もまた自由化された。¹⁰⁾ その後 1785-89 年にはインド・中国との貿易について「インド会社」の独占権が復活したものの、¹³⁾ 私商人による東インド貿易はこの時期にも活発につづけられたのである。¹⁴⁾

以上に述べたように、18 世紀フランス植民地貿易の大多数のセクターにおいては、特権貿易会社による独占は一部の時期をのぞいては全く存在しないか、もしくは名目的なものにすぎなくなっていた。ところで、このように植民地貿易活動が本国貿易商人層——より正確には本国主要海港の貿易商人層——に広く開放されていたことは、本国＝植民地間貿易がこの時期になんらの規制にも服していなかったことをもとより意味するものではない。次にわれわれは、植民地における外国貿易禁止体制としての「排他制」régime de l'Exclusif がスペイン継承戦争以後どのように整備・確立されたかを述べることにしたい。

フランス植民地貿易から外国の商人、船舶、商品を排除しようとする政策は、1660年代にコルベールによって打ち出されていたのであるが、¹⁵⁾1717年4月の王令は、¹⁶⁾フランス王国のすべての臣民が自由に西インド貿易に従事しうることを改めて確認するとともに、西インド向け船舶の艀装が王国の13の港でのみ行われるべきこと、¹⁷⁾また外国の港で買付けられた商品を西インドへ輸入することも、西インド物産を外国とその植民地へ輸出することも厳禁されること、を宣言したのである。この王令の規定は同年12月の国務顧問会議裁決 *arrêt du Conseil* ¹⁸⁾によって、カナダにも適用されることになった。ついで1727年10月の王令は、¹⁹⁾「不正な貿易を終息させるに十分な予防策」として、いかなる商品、黒人奴隷をも外国とその植民地から仏領植民地へ輸入しまたはこれらを仏領植民地から外国とその植民地へ送ること、外国船が植民地の沿岸1里以内に接近することを禁止するとともに、違反者に対して船舶・積荷の没収を含む嚴罰を定めた。しかしこの1727年の王令は、同時に「排他制」の原則に対する若干の例外規定をも含んでいた。すなわちこれによって、アイルランド産の塩漬牛肉をフランス本国の港でフランス船に積み込んで植民地へ輸入すること、またスペイン本国諸港へ向けて粗糖以外のあらゆる砂糖を直接輸送することが、許されたのである。²⁰⁾さらにこの王令には規定されていないが、フランス領北アメリカ、西インドとスペイン領アメリカ植民地との間の貿易が、フランス本国政府によって公認もしくは奨励されていたことを、²¹⁾つけ加えておかねばならない。

「排他制」の諸規定は上述のアメリカ植民地貿易のほか、形式上「インド会社」の独占下にあった西アフリカ貿易に対しても適用された。もっとも西アフリカにおいて奴隷や他の商品を獲得するためには、フランス政府は現地の商人が要求する外国産品、とりわけインド産綿織物の西アフリカ向け輸出を認めなければならなかったが、しかしその場合にも、それらの外国商品は一旦フランス本国の港に陸揚げされた後、西アフリカへ向けて輸出されなければならなかったのである。²²⁾

上述のようにいくつかの例外規定を含んでいたとはいえ、「排他制」が植民地の生産物と市場の、さらに本国＝植民地間および植民地相互間の海上輸送の、本国による独占をめざすものであったことは明らかである。それは重商主義的植民地収奪のための法的強制であり、タラードの表現を借りるならば、「もっぱら本国の生産者、貿易商、船主の利益のために植民地に押しつけられた隷属

23) 化」にはかならなかった。しかし「排他制」は18世紀を通じて厳格に実施されたのではなく、七年戦争以後例外規定の拡大と一時的輸入許可措置の増加とによって著しく緩和されるにいたる。この「排他制」の緩和については、後段でフランス植民地貿易の発展と関連づけながら論じることしよう。

- 1) なお、フランスはユトレヒト条約以後も旧アカディアのロワイヤル島（現ケープ＝ブレトン島）とサン＝ジャン島（現プリンス＝エドワード島）を保持することができた。ロワイヤル島には1720年、フランス領北アメリカ植民地の前哨基地、また植民地貿易および鱈漁業の拠点として、ルイブール要塞が建設され、その人口は1752-53年には5,000人近くに達した。Cf. C-A. Julien, *Les Français en Amérique de 1713 à 1784*, Paris, 1977, pp. 8, 153-155; J.R. McNeill, *Atlantic Empires of France and Spain, Louisbourg and Havana, 1700-1763*, Chapel Hill, 1985, pp. 20, 81-97.
- 2) P. Bonnassieux, *Les grandes compagnies de commerce. Etude pour servir à l'histoire de la colonisation*, Paris, 1892, pp. 369-374, 412-424; C.W. Cole, *French Mercantilism, 1683-1700*, New York, 1943, pp. 91-93. なおカナダ産ビーバーの毛皮については、1706年以降「カナダ会社」にそのフランスおよび諸外国における販売独占権（期間12年）が与えられた。Bonnassieux, *op. cit.*, p. 357.
- 3) P. Dardel, *Navires et marchandises dans les ports de Rouen et du Havre au XVIII^e siècle*, Paris, 1963, p. 136; Bonnassieux, *op. cit.*, pp. 224-228, 261-275, 341, 400.
- 4) Bonnassieux, *op. cit.*, pp. 379-381; Julien, *op. cit.*, pp. 267-268.
- 5) Dardel, *op. cit.*, p. 147.
- 6) *Ibid.*, p. 147. ただし、仏領西インドからのコーヒーの輸入については、「インド会社」の独占権が1736年まで存続した。
- 7) Julien, *op. cit.*, p. 285.
- 8) Dardel, *op. cit.*, p. 137; Tarrade, *op. cit.*, t. I, pp. 90, 312; R.L. Stein, *The French Slave Trade in the 18th Century. An Old Regime Business*, Wisconsin, 1977, pp. 18-21, 211. スタインの分析によると、1726-36年に仏領西インドへ輸入された奴隷のうち「インド会社」の船によるものは総数の23%（年平均1,517人）にすぎない。1737-43年にはこの比率は11%（年平均1,676人）に低下する。
- 9) Tarrade, *op. cit.*, p. 321.
- 10) *Ibid.*, pp. 433-434. さらにその後1783年に、「仏領ギアナ会社」の奴隷貿易に関する特権が廃止され、セネガルでのゴム取引の独占権のみを与えられて、「セネガル・ゴム貿易会社」と名称を変えた。ここにアフリカ西海岸での貿易はゴム貿易をのぞき完全に自由化されたのである。*Ibid.*, pp. 521-522; Dardel, *op. cit.*, p. 134.
- 11) P.D. Curtin, *The Atlantic Slave Trade: A Census*, Madison, 1969, pp. 166-170の統計を見よ。
- 12) Bonnassieux, *op. cit.*, p. 311; Tarrade, *op. cit.*, pp. 56-58.
- 13) Tarrade, *op. cit.*, pp. 683-684. なお、ブルボン、フランス両島との貿易はこの新しい「インド会社」の独占範囲からはずされたことに注意。
- 14) 1787-89年の3年間にインド、中国からフランスへ輸入された商品は総額9,133万リーヴルにのぼったが、このうち「インド会社」による輸入分は46%（4,177万リーヴル）のみであり、残りは私商人による輸入分であった。J.-A. Chaptal, *De l'industrie française*, 2 vol., 1819, t. I, p. 131の統計表に基づき計算。
- 15) さしあたり、浜忠雄「フランス旧植民地体制の諸問題（I）」『札幌商大論集』13号、1974年、176-178頁参照。

- 16) A. Arnauné, *Le commerce extérieur et les tarifs de douanes*, Paris, 1911, pp. 40-41. 本王令の原文は, Moreau de Saint-Méry, *Loix et constitutions des colonies françaises de l'Amérique sous le Vent*, 6 vol., Paris, 1784-1790, t. II, pp. 557-565 に収められている。この原文は北海道教育大学・浜忠雄氏の御好意により閲読することができた。
- 17) Cf. Tarrade, *op. cit.*, p. 88. その後 1756 年までに別の 7 港が西インド貿易船の派遣を許可されている。
- 18) Arnauné, *op. cit.*, pp. 39-40.
- 19) *Ibid.*, p. 41. 本王令については, E. Petit, *Droit public ou gouvernement des colonies françaises d'après les loix faites pour ces pays*, 1771 (éd. 1911), pp. 440-451 に主要部分の抜粋と解説がある。
- 20) Arnauné, *op. cit.*, pp. 41-42; Tarrade, *op. cit.*, p. 94. ただし 1734 年以後は, アイルランド産塩漬牛肉をフランス本国を経由せずに西インド植民地へ直送することが認められた。
- 21) Tarrade, *op. cit.*, pp. 94-95, 595; C. Schnakenbourg, *Histoire de l'industrie sucrière en Guadeloupe aux XIX^e et XX^e siècles*, t. I: *La crise du système esclavagiste (1835-1847)*, Paris, 1980, p. 68 n. 18.
- 22) Arnauné, *op. cit.*, pp. 42-43. ただし, 西アフリカのうちセネガルに対してのみは「排他制」が厳格に適用され, 「インド会社」はフランス商品以外の輸入を禁止されていた。また東インド貿易においても, フランスからの輸出品は国産品かもしくは輸入税の支払いにより国産品化された商品のみに限られたが, 「インド会社」の船が喜望峯以東においてその土地の生産物を購入あるいは売却することは, 無論許されていた。*Ibid.*, p. 44.
- 23) Tarrade, *op. cit.*, p. 86. この重商主義的植民地貿易独占は, 19 世紀以来「植民地約款」pacte colonial と呼びならわされてきたが, もっぱら本国の利益のための片務契約 contrat léonin に他ならないものを双務契約のごとく印象づけるこの用語が不適當であることは論をまたない。このように「排他制」は植民地の本国への経済的従属化のための立法ではあるが, しかしシュナーケンブルグのように, 「排他制」をもって「世界経済の『周辺』諸地域をその中心部のためのエキゾチックな原料品の生産へと特化」させるための強制的法規範 règles juridiques contraignantes とみるのは妥当でない。Schnakenbourg, *op. cit.*, p. 66. というのも, 17, 8 世紀に西インド植民地が少数の輸出作物の生産に特化したのは, それらの作物の生産性において西インドが他の地域に優っていたからであり, 正しく「経済的メカニズム」の結果であって法的強制の結果ではないからである。また西インド植民地において工業生産が発達しえなかったのも, 植民地が工業労働の生産性の点で本国にとうてい太刀打ちできなかったためであって, 植民地の工業活動が法律によって禁止されていたためではない。従来, 多くの研究者は「排他制」の基本的規定の中に「植民地における原料加工の禁止」あるいは「本国が有している製造業の禁止」なる一項が含まれていたとみているが (Julien, *op. cit.*, p. 31; Tarrade, *op. cit.*, p. 86; Schnakenbourg, *op. cit.*, p. 66; 浜, 前掲論文, 167 頁), 前述の 1717, 27 年の王令中にはかかる規定は見出されない。本国政府が砂糖・糖蜜・毛皮のような植民地物産の現地での加工業の発達を警戒していたことは確かであり, 事実 1684 年以後西インドにおける粗糖の精製加工を抑圧する政策がとられた。しかしそれは植民地精糖工場の新設禁止 (1684-98 年) あるいは精製糖の輸入に対する禁止的高関税の設定 (1698 年以降) といった穏和な方法によるのであって, 無条件の生産禁止措置が講じられることはなかったのである。

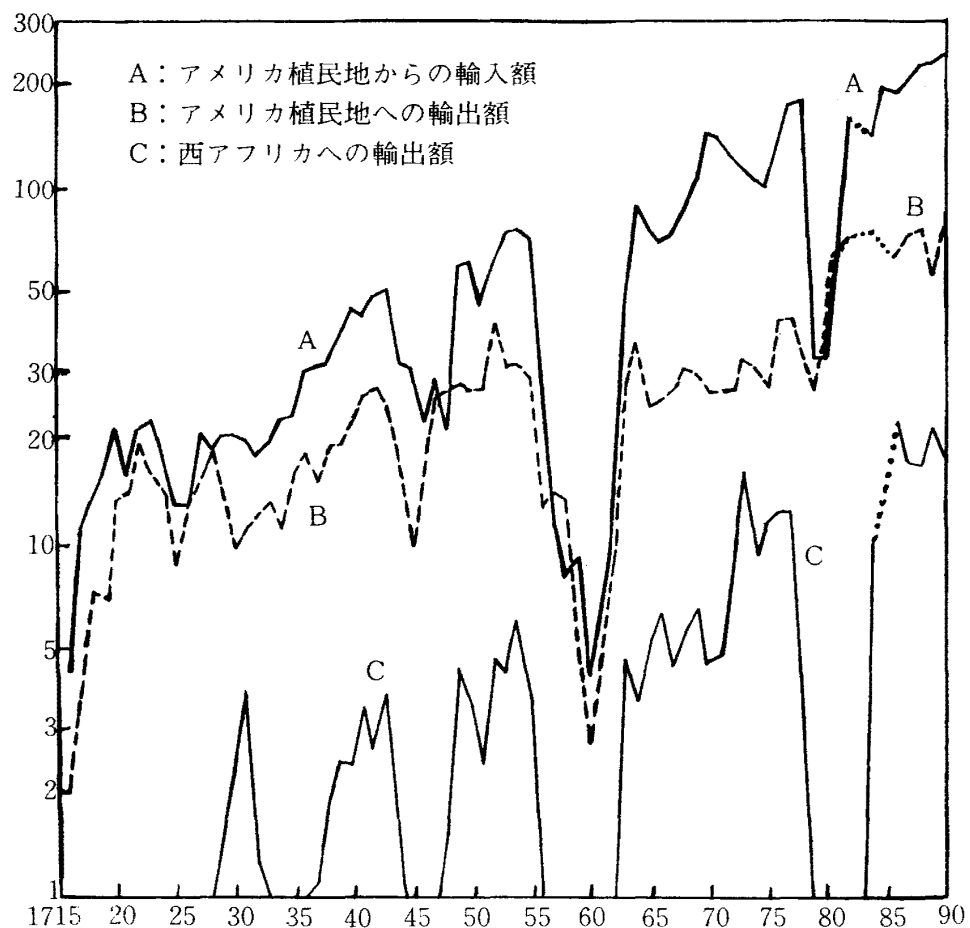
II 18世紀における植民地貿易の動態

18世紀におけるフランス経済の発展は対外貿易の著しい拡大によって特徴づけられているが、この対外貿易の中でもとりわけめざましい発展をとげたのが、海外の植民地との貿易であった。本節ではまず、主に貿易収支局 Bureau de la Balance du Commerce の統計資料に拠りながら、フランス植民地貿易の主要なセクターが1716年頃から1790年頃にかけて、どのような量的変化を示したかを考察しておくことにする。

下図によると、西インド諸島を中核とするアメリカ植民地からのフランスの

フランスの植民地貿易 (1716—90年)

(単位 100万リーヴル)



〔典拠〕 1716—80年: Romano, *op. cit.*, p.1289;
1781—90年: Tarrade, *op. cit.*, pp. 739—740.

輸入額（名目額）は、1716年から23年にかけて急成長をとげた後、一時減退もしくは伸び悩みを示したが、1733年から43年にかけて再びめざましい増加をとげた。そしてオーストリア継承戦争による収縮の後、1749-55年には新たな拡大を示し、七年戦争による急低下の後にも速やかに回復をとげて、1770年代には50年代の水準を大幅に凌駕するにいたった。アメリカ植民地からの輸入額は1770年代前半にはいく分低下するものの、1777-78年には再び上昇に転じ、アメリカ独立戦争による中断ののち、1780年代にも急増加をつづけて1790年に18世紀の最高値を記録している。こうしてアメリカ植民地からの輸入額は、1763年以降カナダとルイジアナが失われたにもかかわらず、1716-90年を通じて明確な上昇トレンドを示したのである。いま1716-20年と1787-89年とを比べてみると、この輸入額は年平均1,327万リーヴルから2億1900万リーヴルへと名目額で16倍に増加している¹⁾。

一方、アメリカ植民地に対するフランスの輸出額は、同じ図が示すように、1716年から52年までは輸入額と同様に明確な上昇トレンドを描いているが、七年戦争期の急落と戦後の回復ののちには完全に伸び悩み状態となり、1775年までは52年の水準を下まわることになった。このようにアメリカ植民地向け輸出が伸び悩んだ理由としては、西インド諸島における白人人口の増加の緩慢さのほかに、フランス工業製品の販路として無視できない意義を有したカナダ市場の消滅を考慮しなければならないであろう²⁾。アメリカ植民地向け輸出額は1776年から明確に増加しはじめ、アメリカ独立戦争期には若干減少したものの、1781-84年に急増して七年戦争前の水準を大きく凌駕するにいたった。しかし、1787-89年の年平均輸出額は6,929万リーヴルであり、1716-20年の年平均輸出額708万リーヴルの10倍近くに達するものの³⁾、その増加率は同じ植民地からの輸入額の伸びに比べてはるかに低かったのである。

次に重要なのはアフリカ西海岸との貿易であるが、この地域からのフランス本国の輸入額はごく少額にとどまったため、貿易統計上前述のアメリカ植民地からの輸入額の中に一括されている⁴⁾。それゆえ、ここでは西アフリカ向け輸出の推移についてのみ見ておくことにしよう。

再びさきの図をみると、西アフリカ向け輸出額は1727-44年においては多い年でも400万リーヴルを越えなかったが、七年戦争期を間にはさむ1749-55年および1763-72年には年間400万から6～700万リーヴルに達するよう

になった。ついでこの輸出額は1773-77年に急上昇をとげて年平均1,200万リーヴルを越えるにいたり、さらにアメリカ独立戦争期の崩落ののち再び急上昇して、1786年に2,275万リーヴルという、18世紀を通じての最高値を記録したのである。ところで、このような西アフリカ向け輸出の拡大とともに、アフリカ沿岸からアメリカ植民地へ送られる奴隷の数が著しい増加をとげたことはいうまでもない。いまR.L.スタインの研究にもとづいて、アフリカ沿岸における奴隷の購入数およびそのアメリカ植民地への輸入数の推移を示すならば、表1の通りである。これによると、フランスの奴隷貿易は1713年から25年までは伸び悩みを示していたが、1726-36年に拡大を開始し、とくに1737-43年に飛躍的成長をとげた。そして1749-54年と1763-77年には一時収縮と伸び悩みを示したものの、1783-92年には一挙に二倍の規模に拡大をとげたのである。

表1 フランス奴隷貿易の発展

時 期 別	アフリカにおける奴隷購入数	アメリカ植民地への奴隷輸入数
1713-15	5,206人	4,110人
1716-22	5,536	4,658
1723-25	4,489	3,909
1726-36	7,702	6,676
1737-43	18,433	15,828
1749-54	17,385	14,708
1763-77	20,452	18,104
1783-92	41,000	37,000

数値は年平均。

〔典拠〕 Stein, *op. cit.*, p. 211, Tables A 8, A 9 により作成。

最後に、東インド（インド、中国、フランス・ブルボン両島）との貿易額については、貿易収支局の統計の中にはきわめて不完全な記録しか残されていない。しかし同時代の他の史料に照らしてみると、フランスの東インド貿易、とりわけ東インドからの輸入が18世紀に著しい拡大をとげたことには疑問の余地がない。すなわち、1720年頃まで年間1,000万リーヴルを越えなかった東インドからの輸入額は、20年代半ば以降着実に増加をつづけて、1740-43年および1751-54年には年間2,000万リーヴルを突破するにいたった。この輸入額は七年戦争後の数年間は戦前の水準を下まわっていたものの、1771年から再び急増加を示し、1773-76年には年平均2,700万リーヴルを記録し、ついで1787-89年には3,500万リーヴルに達したのである。これに対して、東インド

に対する輸出額（金銀をのぞく）は、輸入額に比べてはるかに小さく、1718-19年の年平均230万リーヴルから1788年の713万リーヴルへと増加したにとどまる。⁹⁾

以上はフランス植民地貿易の主要セクターの動きを主として名目額によってみたのであるが、しかし貿易拡大の規模を正確に評価するためには、いうまでもなくこの時期の輸出入商品の価格変動を考慮して、実物面での変化を明らかにする必要がある。J. タラードの計算によると、アメリカ植民地からの輸入の場合、1764-90年におけるその名目成長率は年平均3.2%であったが、この間に輸入品の価格は年率1.1%の割合で上昇している¹⁰⁾ので、この輸入の実質成長率は年平均2.1%ということになる。輸出品の価格についてはその騰貴率を正確に把握できないが、アメリカ、西アフリカ両植民地に対する輸出の実質成長率¹¹⁾が、前述の名目額での伸び率をかなり下まわることは確実である。しかしそれにもかかわらず、フランス植民地貿易の主要なセクターがスペイン継承戦争以後フランス革命戦争の勃発にいたる80年間に、飛躍的拡大をとげたという事実には疑問の余地がないのである。

ここでフランス対外貿易全体に占める植民地貿易各セクターの比重が18世紀の間にどのように変化したかを見ておこう。まず、フランスの全輸入に占めるアメリカ植民地の比重は1716-25年には20%前後にとどまっていたが、1726-30年以後着実に増大して1749-55年には30%を越え、ついで1764-70年以降は40%近くに達するにいたった¹²⁾。これに対して、全輸入に占める東インドの比重は1719-20年の6.4%から1750年代前半には10%前後にまで上昇したとみられるが、七年戦争以後かなりの低下をこうむり、1773-76年には8.4%¹³⁾、1787-89年には6.4%にとどまっている。

つぎにフランスの全輸出に占めるアメリカ植民地の比重は、1716-20年の7.8%から1721-25年には12.4%に上昇したものの、その後は9%から12%の間を動揺しており¹⁴⁾、ようやく1780年代に入って15-16%にまで上昇をとげている。一方、西アフリカ向け輸出の比重は、1726-40年の1%前後から1770-80年代には3.5%前後へと上昇し¹⁵⁾、また東インド向け輸出の比重は18世紀を通じて1-2%にとどまっていた¹⁶⁾。それゆえ、アメリカ植民地、西アフリカ、東インドに対する輸出を合わせても、その比重は1780年代のピーク時において全輸出の20%を大きく越えることはなかったであろう。このように

フランスの輸出市場の中での植民地の比重は決して大きなものではなかったが、しかしこの比重がフランス革命の前夜に著しい上昇をとげた事実には注目しておく必要がある。

最後に、1780年代の最盛時におけるフランス植民地貿易の展開規模を、同時代のイギリス植民地貿易のそれとセクター別に対比しておこう。表2によると、イギリスの西インド植民地からの輸入額、西インド植民地向け輸出額は1784-86年に、それぞれ年平均1億0975万リーヴル、3,773万リーヴルであった。これに対してフランスの対西インド輸入額、輸出額は、1787-89年の平均でそれぞれ2億1128万リーヴル、6,929万リーヴルであったから、フランスの西インド貿易がこの時期に、輸出・入のいずれにおいてもイギリスの西インド貿易をはるかに凌ぐ規模に達していたことは疑いの余地がない。また西アフリカ貿易においても、イギリスが1784-86年に年平均1,558万リーヴルの輸出額を記録しているのに対して、フランスは1787-89年の平均で1,826万リーヴルの輸出を行っており、両国の勢力はほぼ伯仲していたようにみえる。もっとも、アフリカからアメリカへの奴隷の輸送量においては、イギリスが1780年代においてもなおフランスをかなり引き離していたであろうが、この貿易分野でもフランスがイギリスとの差を縮めるにいたったことは確実である。¹⁷⁾これに反して東インド貿易においては、イギリスのフランスに対する優位は圧倒的であった。イギリスの対東インド(=アジア)輸入額、輸出額(貨幣

表2 英仏両国の植民地貿易の比較

	イギリス (1784-86年平均)		フランス (1787-89年平均)
	千ポンド	千リーヴル	千リーヴル
対西インド輸入額	4,573	109,752	211,278 ^(a)
対西インド輸出額	1,572	37,728	69,293 ^(a)
対アフリカ輸入額	148	3,552	1,670 ^(b)
対アフリカ輸出額	649	15,576	18,257
対東インド輸入額	4,952	118,848	35,147
対東インド輸出額	1,882	45,168	7,134 ^(c)

(a) 仏領ギアナとの貿易額を含む。

(b) 1787年のみの数値。

(c) 1788年のみの数値。

[典拠] イギリスについては、R. Davis, *The Industrial Revolution and British Overseas Trade*, Leicester, 1979, pp. 94-111, Tables 41, 49, 57, フランスについては、Arch. Nat., F¹² 1835; Arch. Nat., Colonies F^{2b} 12 et 13; Chaptal, *op. cit.*, t. I, p. 131; Tarrade, *op. cit.*, p. 741, にもとづき作成。

をのぞく)は1784-86年にそれぞれ年平均1億1885万リーヴル、4,517万リーヴルにのぼっているのに対して、フランスの対東インド輸入額は1787-89年に年平均3,514万リーヴル、また輸出額は1788年において713万リーヴルにすぎなかったのである。

- 1) 1716-20年の輸入額については、R. Romano, *Documenti e prime considerazioni intorno alla «Balance du commerce» della Francia dal 1716 al 1780, Studi in onore di Armando Sapoli*, Milano, 1957, t. II, p. 1289, 1787-89年の輸入額については, Tarrade, *op. cit.*, p. 739 に依拠した。このアメリカ植民地からの輸入額の中には、アフリカ西岸セネガルからの輸入額の他に、ニューファンドランド沖の鱈の漁獲高が含まれているが、後二者は1787-89年において年平均700~800万リーヴル程度にとどまったようである。なお、付図に示したロマーノの統計数字のうち、1750-56年のアメリカ植民地向け輸出額には誤りがあるので、原統計にもとづいて筆者が訂正を加えた。これについては拙稿「十八世紀におけるフランス対外貿易の展開過程」(以下「展開過程」と略記)『京都大学文学部研究紀要』19, 1979年, 20頁, 注1を見よ。
- 2) この点については、Cl. de Bonnault, *Répercussions de la perte du Canada sur l'économie française, Actes du 78^e congrès national des sociétés savantes, Toulouse, 1953, Paris 1984*, pp. 135-146のほか、後述41-42頁参照。
- 3) 本節の注1)に掲げた資料による。
- 4) アフリカ西海岸からのフランスの輸入額はセネガルのゴム・象牙・砂金・毛皮を主体として1787-88年においても年間150~167万リーヴルにとどまっている。Tarrade, *op. cit.*, p. 741.
- 5) 18世紀フランスの奴隷貿易の規模については、前掲のカーティンによる統計的研究に依拠する場合が多いが、ここではカーティンの数字を修正したスタインの研究結果を採用することにした。スタインは1711-1792/3年におけるフランス人のアフリカからの奴隷輸出数をカーティンの数字よりも17%引き上げており、とくに1737-43年の奴隷輸出量をカーティンに比べて大きく見積っているのが特徴である。スタインの数値自体に過大評価の疑いがないわけではないが、戦争による貿易中断期をのぞいた時期区分を行なっているので奴隷貿易の発展のトレンドを見る上には好都合である。
- 6) ただし、短期的には1718-21年にフランス本国からの奴隷貿易船の出航数が著増を示した。Stein, *op. cit.*, pp. 17, 207.
- 7) 東インド貿易額に関する資料については、拙稿「展開過程」, 22頁, 注12参照。
- 8) 以下に掲げる東インドとの貿易額(輸出・入額)は、1718-76年についてはR. Romano, *op. cit.*, pp. 1292, 1300に、1787-89年についてはChaptal, *op. cit.*, t. I, p. 131およびArch. Nat., F¹² 1835 et Col. F^{2B} 13に収録されている統計数字に依拠した。
- 9) この東インドとの貿易額の中には、インド洋上のブルボン・フランス両島との貿易額が含まれている。1788年における両島との貿易額は、輸入がコーヒーを主体に568万リーヴル、輸出が食料・飲料品を中心に591万リーヴルであった。Arch. Nat., F¹² 1835 et Col. F^{2B} 13.
- 10) Tarrade, *op. cit.*, p. 776.
- 11) G. ランベールはマルセイユから仏領西インドへ輸出された主要商品について、1743-88年の間にそれらの輸出量の増加率が輸出額の増加率を大きく下まわった事実を明らかにしている。G. Rambert, *Histoire du commerce de Marseille*, t. VI: *De 1660 à 1789. Les colonies*, Paris, 1959, pp. 456-457.
- 12) 前掲拙稿「展開過程」, 16頁, 表2参照。
- 13) 東インドからの輸入額については本節注8)に掲げた諸資料に、またフランスの輸入総額に

については Romano, *op. cit.*, p. 1274 (1716-76 年) および Arch. Nat., F¹² 251 (1787-89) 所収の統計に、それぞれ依拠した。

14), 15) 前掲拙稿「展開過程」, 17 頁, 表 3, 19 頁, 表 4 参照。

16) 本節注 8) および 13) に掲げた諸資料にもとづき計算。

17) カーティンの推計によれば, 1761-70 年におけるアフリカからの奴隷輸出力は, イギリスの 272,300 人に対してフランスは 115,400 人にすぎなかったが, 1781-90 年にはイギリスの 325,500 人に対してフランスは 271,500 人にまで接近したのである。Curtin, *op. cit.*, pp. 150, 170.

Ⅲ 七年戦争以前における対アメリカ植民地貿易

前節で述べたところからも明らかなように, 18 世紀フランス植民地貿易の中で支配的な比重を占めていたのは, アメリカ植民地, なかんずく西インド諸島との貿易であった。本節では, 七年戦争以前におけるこのアメリカ植民地貿易の発展およびそれを可能にした他の貿易セクターの動向について考察することにしよう。

まずアメリカ植民地からの輸入について述べるならば, その大部分を占める西インド¹⁾からの輸入品の中では, 砂糖が 18 世紀前半を通じて圧倒的に重要であった。表 3 によると, 西インドからの総輸入に占める砂糖の割合は, 1729 年もしくは 30 年においてルーアンとナントでは 94% (以上重量評価), ボルドーでは 80%, マルセイユでは 77% (以上価額評価), に達している。西インドのマルティニック, グアドループ両島の砂糖生産量は 1730 年には 15,900 ト

表 3 西インドからの輸入に占める砂糖とコーヒーの比重

輸 入 港	1729 / 30 年 (c)		1740 年	
	砂 糖	コーヒー	砂 糖	コーヒー
ル ー ア ン (a)	94%	—	67%	16%
ナ ン ト (a)	94%	—	92%	4 %
ボ ル ド ー (b)	80%	—	51%	9 %
マルセイユ (b)	77%	—	61%	21%

(a) 西インドからの 6 つの主要輸入品の総重量中に占める比。

(b) 西インドからの輸入総額中に占める比。

(c) ナントのみ 1730 年の数値。

〔典拠〕 T. M. Doerflinger, The Antilles Trade of the Old Regime : A Statistical Overview, *Journal of Interdisciplinary History*, VI, 3, 1976, p. 404, Table 2 により作成。ただし, ナントについては, P. Jeulin, *L'évolution du port de Nantes, organisation et trafic depuis ses origines*, Paris, 1929, pp. 238, 272, Tableaux n^{os} 3 et 5 に基づき計算。

ンに達したと推定されているが、²⁾しかし 18 世紀の初頭から中葉にかけて最も急速に拡大をとげたのは後発のサン＝ドマングの砂糖生産であった。残念ながらわれわれはその生産量を明確にできないが、1750 年にフランスへ輸入された西インド産砂糖 65,600 トンの半ば以上はサン＝ドマングの生産物であったとみて間違いなかろう。³⁾ここで、英仏両国の砂糖輸入量の動きを比較してみると、イギリスの砂糖輸入量が 1720 年代半ばから 40 年代後半にかけて、40,000 トンから 45,000 トンの間に停滞しているのに対して、フランスの砂糖輸入量はボルドー、ナント、ルーアン、ル＝アーヴルからの輸入分のみで 1730 年の 22,000 トンから 1740 年の 35,000 トンへと著しい増加を示している。⁴⁾これにマルセイユ、ラ＝ロシェル等からの輸入分を加えるならば、⁵⁾フランスの砂糖輸入量は 1740 年の時点で既にイギリスの砂糖輸入量に追いつき、ついで 40 年代のうちにこれを完全に凌駕するにいたった、とみてよいであろう。

さて、18 世紀前半にフランス領西インドからの輸入品の中で砂糖について大きな割合を占めていたのは、藍色染料インジゴであった。インジゴの生産は 17 世紀末葉からサン＝ドマングにおいて、衰退したタバコ生産に代って著しい発展をとげた。⁶⁾インジゴは 1740 年にボルドーの西インドからの輸入総額の 31% を占めており、⁷⁾またラ＝ロシェルでは七年戦争まで砂糖にほぼ匹敵する輸入額を記録するなど、⁸⁾けっして無視できない重要性をもっていた。しかしフランス領西インド経済の発展の上ではるかに大きな意義をもったのは、この時期にコーヒーの生産と輸出が飛躍的拡大をとげたことである。コーヒーの生産は 1720 年頃マルティニックで始まり、⁹⁾ついでグアドループ、サン＝ドマングへ広がったが、1727 年以後、地震とハリケーンによって破壊されたカカオの生産に代って急速に普及していった。¹⁰⁾西インド産コーヒーのフランスへの輸入が目立って増加するのは 1730 年代後半からであり、1740 年にはさきの表 3 が示すように、¹¹⁾コーヒーはマルセイユの西インドからの輸入額の 21%、ボルドーのその 9%、またルーアンの西インド物産輸入量の 16% を占めるにいたった。1750 年になると、フランス全体の西インド産コーヒーの輸入量は 4,400 トンにまで増加したのである。

ここで表 4 によって、1750 年におけるアメリカ植民地からの輸入の商品別構成をみておくと、砂糖が 57% で断然首位を占め、以下、インジゴ、コーヒー、綿花の順になっている。これを 1730 年以前の状況と比較するなら

表4 アメリカ植民地からの輸入の商品別構成

品 目 別	1750 年	1775 年	1788 年
	千リーヴル (%)	千リーヴル (%)	千リーヴル (%)
砂 糖	35,102 (56.6)	46,764 (46.3)	89,574 (41.0)
コ ー ヒ ー	7,887 (12.7)	30,090 (29.8)	87,641 (40.1)
綿 花	3,625 (5.8)	7,568 (7.5)	21,782 (10.0)
インジゴ	10,030 (16.1)	9,300 (9.2)	10,452 (4.8)
カ カ オ	669 (1.1)	1,400 (1.4)	975 (0.4)
その他とも 合 計	62,035 (100.0)	101,108 (100.0)	218,511 (100.0)

〔典拠〕 1750 年：Bibl. Mun. de Saint-Brieuc, Manuscrit n°84；

1775 年：Arch. Nat., F¹² 242；1788 年：Arch. Nat., F¹² 1835.

ば、コーヒーの輸入の急増によって輸入全体に占める砂糖の比重が大幅に低下した¹²⁾こと、またインジゴ、綿花の輸入も着実に増加したことを看取できよう。ところで注意しておくべきは、これらフランス本国へ輸入された西インド物産の大部分が、国内で消費されることなくヨーロッパ諸国へと再輸出されたことである。基軸的輸入品たる砂糖の再輸出量は1714-15年頃から急増し始め、1737年には¹³⁾ボルドーとナントからの輸出分だけで15,000トンに達するにいたった。これに対して競争国イギリスの砂糖再輸出量（アイルランド向けを除く）は、1698-1700年の年平均9,000トンから1733-37年には1,700トンへと¹⁴⁾激減している。このようにイギリスの砂糖がヨーロッパ大陸市場から急速に後退していったのは、この時期にイギリス国内の砂糖需要がめざましく拡大したことにもよるが、その基本的原因は、イギリス領西インド産の砂糖が生産コストの格段に低いフランス領西インド産の砂糖に大陸市場において太刀打ちでき¹⁵⁾なかったことに、求められるべきであろう。

表5 植民地物産の再輸出（1750年）

	輸入量	再輸出量	再輸出率	再輸出先の構成比			
				北方諸国	オランダ	イタリア	レヴァント
	カンタル	カンタル	%	%	%	%	%
砂 糖	1,342,000	809,398	60.3	39.6	34.4	14.4	3.0
コ ー ヒ ー	90,857	89,466	98.4	56.6	16.8	16.3	7.5
インジゴ	23,783	17,736	74.6	30.9	19.1	15.6	19.5

コーヒーはフランス領西インド産品のみを示す。

〔典拠〕 Bibl. Mun. de Saint-Brieuc, Manuscrit n°84-87.

表5によると、フランスからの砂糖の再輸出量は1750年には809,400 カンタル（4万トン）にのぼっており、同年の砂糖輸入量の60％に相当する。また砂糖の再輸出先としては、ハンザ諸都市を中心とする北方諸国とオランダとが抜群の重要性をもち、イタリアが第3位を占めている。さらに、コーヒーは砂糖に比べれば再輸出商品としての意義ははるかに小さいが、1750年には西インドからフランスへの輸入量の実に98％が再輸出されており、またインジゴの再輸出率も75％に達している。

ここでカナダ、ルイジアナからの輸入について簡単にふれておくならば、フランス本国と両植民地との間の貿易額は統計上西インドとの貿易額と一括して示されているため、これを正確に知ることは不可能である。カナダのフランスに対する主要な輸出品は18世紀においても毛皮と鱈¹⁶⁾、皮革、木材から成っていたが、これら商品のフランスへの輸入額は1750年に合計340万リーヴル、1755年に710万リーヴルであり、各年度のアメリカ植民地からの輸入総額のそれぞれ5.5％、9.8％を占めるにすぎない¹⁷⁾。一方、ルイジアナの主たる輸出品は米、インジゴ、タバコ、綿花、皮革であったが、そのフランス向け輸出額は1750-55年において、年間数十万リーヴルを超えなかったであろう¹⁸⁾。

次にアメリカ植民地に対するフランス本国からの輸出について述べるならば、1716年¹⁹⁾においては表6が示すように、小麦粉・塩漬肉・バター・オリーブ油等の食料品が総額の21％、葡萄酒・火酒等の飲料品が17％、麻＝綿織物 toiles・帽子・毛織物・絹製品等からなる繊維製品が33％、その他の製造品（小間物・金物・靴・綱具等）が12％、木材・金属等の原材料が8％、をそれぞれ占めていた。1750年については表7に示したように個々の商品の輸出額

表6 アメリカ植民地向け輸出の商品別構成（1716年）

	千リーヴル	%
食料品（小麦粉・塩漬肉・バター・オリーブ油）	1,890	(20.6)
飲料品（葡萄酒・火酒）	1,564	(17.1)
繊維製品（麻織物・帽子・毛織物・絹製品）	3,026	(33.0)
他の製造品（小間物・金物・綱具・靴）	1,136	(12.4)
原材料（木材・金属）	743	(8.1)
雑 商 品	805	(8.8)
総 額	9,164	(100.0)

〔典拠〕 Arnould, *op. cit.*, t. III, Tableau N° 2.

表7 アメリカ植民地向け輸出の商品別構成

品 目 別	1750 年	1775 年	1788 年
	千リーヴル (%)	千リーヴル (%)	千リーヴル (%)
食 料 品	4,536 (16.8)	5,015 (17.8)	16,240 (21.1)
小 麦 粉	1,174 (4.4)	1,490 (5.3)	5,731 (7.5)
塩 漬 肉	1,824 (6.8)	1,604 (5.7)	4,612 (6.0)
バ タ ー	353 (1.3)	390 (1.4)	1,749 (2.3)
オ リ ー プ 油	171 (0.6)	369 (1.3)	1,899 (2.5)
飲 料 品	2,928 (10.9)	5,248 (18.6)	7,971 (10.4)
葡 萄 酒	2,554 (9.5)	4,382 (15.5)	6,756 (8.8)
蒸 溜 酒	357 (1.3)	829 (2.9)	995 (1.3)
織 維 製 品	10,448 (38.7)	10,135 (35.9)	29,634 (38.6)
麻=綿 織 物	7,334 (27.2)	5,896 (20.9)	18,040 (23.5)
ハ ン カ チ	107 (0.4)	214 (0.8)	3,843 (5.0)
モ ス リ ン	21 (0.1)	64 (0.2)	1,936 (2.5)
毛 織 物	802 (3.0)	202 (0.7)	632 (0.8)
絹 織 物	1,218 (4.5)	751 (2.7)	943 (1.2)
レース・リボン	96 (0.4)	86 (0.3)	532 (0.7)
帽 子	502 (1.8)	1,007 (3.6)	2,207 (2.9)
他の製造品と原材料	9,066 (33.6)	7,822 (27.7)	22,941 (29.9)
靴	171 (0.6)	516 (1.8)	2,106 (2.7)
小 間 物	2,721 (10.1)	776 (2.7)	858 (1.1)
ろうそく・獣脂	430 (1.6)	1,014 (3.6)	2,267 (3.0)
石 け ん	355 (1.3)	621 (2.2)	1,754 (2.3)
金 物	335 (1.2)	933 (3.1)	876 (1.1)
金属・建築資材	1,072 (4.0)	1,197 (4.2)	4,017 (5.2)
綱 具 ・ 船 具	407 (1.5)	466 (1.7)	3,308 (4.3)
菓 品	1,507 (5.6)	286 (1.2)	2,637 (3.4)
輸 出 総 額	26,978 (100.0)	28,220 (100.0)	76,786 (100.0)

〔典拠〕 1750 年については、Bibl. Mun. de Saint-Brieuc, Manuscrit n°84 にもとづき計算。1775, 88 年については、Tarrade, *op. cit.*, p. 123 の表に依拠しつつ、原統計 (Arch. Nat., F¹² 242 et 1835) により若干の修正を加えた。

を知ることができるが、1716 年に比べて食料・飲料品の比重が低下し、製造品と原材料の比重が上昇している。この両年の数字は出所が幾分異なるため単純に比較はできないが、1750 年には1716 年に比べてアメリカ植民地に対する工業製品の輸出が飛躍的に拡大したことは、結論して誤りないであろう。

以上はアメリカ植民地全体に対する輸出であるが、それではこれら本国からの輸出品の市場としての西インド、カナダ、ルイジアナ各植民地の意義はどのように評価されるべきであろうか。ここで18世紀の初頭から中葉にいたる各植民地の人口の動きをみると、まず西インド植民地の人口は1701 年において、

マルティニック、グアドループ、サン＝ドマング、サン＝クリストフの4島で合計 72,000 人、そのうち白人および有色自由人（混血児と自由黒人）が 17,000 人、黒人奴隷が 55,000 人と評価されるのに対して、1753 年にはマルティニック、グアドループ、サン＝ドマングの3島で総人口約 30 万人、白人および有色自由人 35,000 人、黒人奴隷 265,000 人をかぞえるにいたった。このように西インド植民地の人口は 18 世紀前半のうちに激増を示したが、とりわけ注目されるのは、フランス領サン＝ドマングの奴隷人口がこの間に 19,000 人から 155,000 人へと 8 倍以上に増加し、1753 年にはフランス領西インドの奴隷人口全体の 60% 近くを占めるにいたったことである。このようなサン＝ドマングにおける大量の黒人奴隷の集積が、前述の 1726 年以降の奴隷貿易の急速な拡大によってのみ可能となったことはいうまでもない。実際、1737-43 年に本国のナント港を出航した 188 隻の奴隷貿易船のうち目的地の明らかな 153 隻についてみると、122 隻（80%）までがサン＝ドマングへ赴いたのである。²¹⁾

一方、カナダの白人人口も 1706 年の 16,417 人から 1734 年には 37,716 人に、²²⁾ ついで 1760 年には約 65,000 人へと着実に増加していった。また、18 世紀に入ってから本格的植民が開始されたルイジアナでも、1763 年にはイリノイ地方を含めて約 5,000 人の白人と 7,000 人の奴隷を数えるようになった。²³⁾ しかし、イギリス領北アメリカの白人人口が 1700-74 年の間に 23 万人から 132 万に増加したの²⁴⁾に比べれば、まことに微々たる増加であるといわざるをえない。

以上のように、カナダを主体とするフランスの北アメリカ植民地は、七年戦争の前夜に西インド植民地の約 2 倍の白人人口を数えたが、しかし本国輸出品の販路としての意義の点では、膨大な奴隷人口を擁し、かつ輸出向け熱帯産品の生産に専念するがゆえにその必要とする食糧、原材料の大部分と工業製品のほとんどを輸入に頼らざるをえない西インド植民地にとり及ばなかった。D. ミクロンがルーアンのデュガール商会の 1742-44 年の船荷を分析した結果によると、²⁵⁾ カナダ向け輸出品の構成は次の二つの特徴をもっていた。すなわち第一に、カナダの場合には穀物・肉類等の基本的食糧を植民地内部で自給しう

るために、本国から輸入される食料・飲料品は植民地人がフランス的食習慣を維持するのに必要な葡萄酒・火酒・チーズ・香辛料等に限られ、西インドの場合のように小麦粉や塩漬肉を輸入することはほとんどなかった。第二に、カナ

ダ向け輸出品の中には、植民地の気候条件のゆえに毛織物が西インドの場合よりもはるかに多く含まれており、また種々の小間物・奢侈品・金属製品の占める割合も大きかった。このカナダ向け輸出品の中には銃器・弾薬・火酒・赤色毛織物 écarlatine 等、対インディアン貿易のための物資がかなり含まれていたことにも注意しておく必要がある²⁶⁾。これに対して、西インド向け輸出品の中には、白人プランターがヨーロッパ的生活様式を維持するのに必要な上質小麦粉・葡萄酒・上質織物・服装品などのほかに、奴隷の維持に必要な諸物資（粗質毛織物・塩漬肉・干鰯）や植民地製糖業のための資本財（建築資材・砂糖きび粉碎機・大鍋など）が含まれていた²⁷⁾。さらに、つけ加えておかねばならないのは、この西インドへ輸出された商品のすべてが西インド自体で消費されたのではなく、それらの一部は、西インドからさらに近隣のスペイン領植民地へと再輸出されたことである。このスペイン領との貿易は、前述のように「排他制」の下で例外的に西インド植民地に許可されていた外国貿易であったが、マルティニック島のサン＝ピエール港を主要基地として 1742-43 年をピークに著しい発展をとげ、繊維製品・葡萄酒・火酒・ラム酒等の輸出と引きかえに、多量の雄ラバ・カカオ・銀貨がスペイン領から輸入されたのである²⁸⁾。

さてそれでは、フランス本国商品の市場としての意義の点で西インドに及ばなかった北アメリカ植民地は、この時期に西インドに対する食糧や生産手段の供給地としていかなる役割を果たしていたのであろうか。七年戦争以前のカナダ＝西インド間貿易の全貌を明らかにすることは、史料的制約のために不可能に近いが、最近の J. マチウの研究はこの貿易にはじめて本格的な分析のメスを入れたものとして注目に値する。それによると、カナダ＝西インド間の貿易は 1725 年頃から拡大局面に入り、1730-46 年にはマルティニック、グアドループ両島へ年平均 28 隻、ついで 1748-57 年には 38 隻の船が到着するようになった³⁰⁾。これらの船がもたらしたカナダ物産の中では、奴隷の食糧である干鰯が総額の 70-80% という圧倒的比重を占める一方、小麦粉や木材ははるかに少額にとどまっており、また家畜（馬）の輸入はまれに少数が記録されているにすぎない³¹⁾。両島への小麦粉の輸入量はカナダにおける収穫の豊凶を反映して年により激しい変動を示したが、それが最高値を記録した 1738 年においても 74 万重量ポンドであり、白人植民者 1 人当りの年間消費量を 360 ポンドとして 2,050 人分にすぎない³²⁾。またカナダからの木材（板材・樽材等）の輸入は、

凶作のために小麦粉の輸入が激減した年には目立って増加したものの、全体としては輸送の困難ゆえに少量にとどまったのである。³³⁾さらに馬は、カナダにおいてその輸出余剰が十分に存在したにもかかわらず、当時のフランス船の構造³⁴⁾ではこれを西インドまで無事に輸送することはきわめて困難であった。

フランスの北アメリカ植民地が 18 世紀前半を通じて、西インド植民地に対する食糧および生産手段の供給地として限定された役割しか果たしえなかったことは、カナダのほかルイジアナ³⁵⁾を考慮に入れても動かないところと思われるが、このような北アメリカ移住型植民地の弱体性は、同時代のイギリスとの比較において、フランス旧植民地体制の重要な構造的特質をなすといわねばならない。フランスの西インド植民地は七年戦争による北アメリカ植民地の消滅以前においても、その必要とする食糧や生産手段をフランス植民地帝国の内部では十分に入手することができず、その供給を諸外国の植民地に依存しなければならなかった。³⁶⁾このフランス領西インドにおける外国貿易としては、前述のスペイン領との貿易のほか、イギリス領北アメリカ植民地との貿易がとりわけ重要である。通例非合法貿易 *commerce interlope* の形で行われたこのイギリス領との貿易の規模を正確に決定することは、もとより不可能であるが、西インド植民地当局が食糧や木材の不足を理由にニューイングランドとの貿易をし³⁷⁾ばしば許可したこと、また西インド＝カナダ間貿易の中継地、ロワイヤル島ルイブール港を訪れる外国船が多数にのぼった事実³⁸⁾からみても、イギリス領北アメリカ物産の西インドへの輸入が著しい量に達したことは確実であろう。

- 1) 以下、この西インド植民地との貿易の中には南米のギアナとの貿易を含めて論じることにする。フランス領ギアナは西インド諸島と同じく栽培型植民地であったが、その人口は 1740 年において白人 666 人、奴隷 4,634 人、有色自由人 54 人であり、1789 年においても白人 1,735 人、奴隷 10,475 人、有色自由人 460 人にすぎなかった。ギアナの生産物は綿花とアナット・カカオ・コーヒーであったが、熱帯産品の生産地としても本国の生産物およびアフリカの奴隷の販売市場としても、同植民地の意義は 18 世紀を通じてごく小さなものとどまったのである。1788 年におけるフランスの対ギアナ輸入額は 539,020 リーヴル、輸出額は 807,362 リーヴルであったが、これは同年のフランスの対アメリカ植民地輸入額のわずか 0.25%、同じく輸出額の 1% を占めるにすぎない。M. Devèze, *Antilles, Guyanes, la mer des Caraïbes de 1492 à 1789*, Paris, 1977, pp. 311, 319; Arch. Nat., F¹² 1835, n° 30.
- 2) C. Schnakenbourg, *Statistiques pour l'histoire de l'économie de plantation en Guadeloupe et Martinique (1635-1835)*, *Bulletin de la Soc. d'Hist. de la Guadeloupe*, n° 31, 1977, pp. 97-101.
- 3) 1750 年の砂糖輸入量については、Bibl. Mun. de Saint-Brieuc, *Mémoire de commerce*, Manuscrit n° 84 による。この年マルティニク、グアドループ両島からヨーロッパへ向けに輸出された砂糖の総量は 22,300 トンと見積られている。Schnakenbourg, *Statistiques*,

pp. 115, 120.

- 4) イギリスの砂糖輸入量の動きについては, R. B. Sheridan, *Sugar and Slavery. An Economic History of the British West Indies, 1623-1775*, Baltimore, 1974, p. 418, Table 18.1; 四元, 前掲書, 172 頁, 第 1, 2 表参照。また, ボルドー, ナント, ルーアン, ル＝アーヴル各港の砂糖輸入量については, それぞれ Th. Malvézin, *Histoire du commerce de Bordeaux depuis les origines jusqu'à nos jours*, Bordeaux, 4 vol., 1892, t. III: *Le XVIII^e siècle*, pp. 302-303, Tableau n° 1; Jeulin, *op. cit.*, p. 238, Tableau n° 3; Dardel, *op. cit.*, p. 560, を参照。
- 5) マルセイユから輸入された砂糖は, その大部分が漂白糖 sucre terré であったが, 1740 年における同港の砂糖輸入額 370 万リーヴル, 漂白糖 1 ポンド当り時価 6 ソル (0.3 リーヴル) より, この年, 少なくとも 1,230 万重量ポンド (約 6,000 トン) の砂糖が輸入されたと推定できる。Cf. Rambert, *op. cit.*, pp. 385-386, 440, 656。ラ＝ロシュエルの砂糖輸入については, Cf. J. G. Clark, *La Rochelle and the Atlantic Economy during the Eighteenth Century*, Baltimore, 1981, pp. 159-160。
- 6) Cf. Devèze, *op. cit.*, p. 214。1714-15 年にボルドーへ輸入された約 50 トンのインジゴの 65% は, サン＝ドマングの生産物であった。Ch. Huetz de Lemps, *Géographie du commerce de Bordeaux à la fin du règne de Louis XIV*, Paris, 1975, p. 480。
- 7) Malvézin, *op. cit.*, t. III, pp. 303, 306, Tableaux n° 1 et 2 に基づき計算。
- 8) Clark, *op. cit.*, p. 163。
- 9) Tarrade, *op. cit.*, p. 28; Schnakenbourg, *Statistiques*, pp. 59-61。
- 10) Malvézin, *op. cit.*, t. III, p. 302, Tableau n° 1; Rambert, *op. cit.*, p. 393; Dardel, *op. cit.*, p. 561。
- 11) Bibl. Mun. de Saint-Brieuc, Manuscrit n° 84。
- 12) Huetz de Lemps, *op. cit.*, p. 474。
- 13) Malvézin, *op. cit.*, t. III, p. 308, Tableau n° 3; Jeulin, *op. cit.*, p. 238, Tableau n° 3。
- 14) イギリスの砂糖再輸出量の動きについては, 川北, 前掲書, 161 頁, 表 6-2; 四元, 前掲書, 第 8 表, を参照。
- 15) Fr. Crouzet, *Commerce de Bordeaux, F.-G. Pariset (sous la direction de), Bordeaux au XVIII^e siècle*, Bordeaux, 1968, p. 231; Devèze, *op. cit.*, p. 259; 宇治田, 前掲書, 252-253 頁; 川北, 前掲書, 169-171 頁。
- 16) 毛皮は 1739 年になお, カナダの輸出総額の 70% を占めていた。J. Mathieu, *Le commerce entre la Nouvelle-France et les Antilles au XVIII^e siècle*, Québec, 1981, p. 221。
- 17) 1750 年については Bibl. Mun. de Saint-Brieuc, Manuscrit n° 84 に, 1755 年については Bibl. Mun. de Rouen, Fonds Montbret 155-1 にもとづき計算。
- 18) Julien, *op. cit.*, pp. 288-289。
- 19) 18 世紀初期のアメリカ植民地向け輸出の商品別について, フランス全体の規模で情報を与えているのは, 18 世紀末に貿易収支局の副長官であったアルヌーの次の著作のみである。A.-M. Arnould, *De la balance du commerce et des relations commerciales extérieures de la France dans toutes les parties du globe, particulièrement à la fin du règne de Louis XIV et au moment de la Révolution*, Paris, 1791, 2 vol. et 1 vol. de tableaux。
- 20) 以下 マルティニック, グアドループ両島の人口については Schnakenbourg, *Statistiques*, pp. 38-45 に, 1701 年のサン＝ドマング, サン＝クリストフの人口は, Bonnassieux, *op. cit.*, p. 416 に, 1753 年のサン＝ドマングの人口は, Julien, *op. cit.*, p. 65 に, それぞれ依拠。なお, 有色自由人 gens de couleur libres はこの時期にはなお数千人にとどまったとみられる。
- 21) Stein, *op. cit.*, p. 23。

- 22) Julien, *op. cit.*, p. 165.
- 23) *Ibid.*, pp. 292-293.
- 24) R. Davis, *The Rise of the Atlantic Economies*, London, 1973, p. 265.
- 25) D. Miquelon, *Dugard of Rouen. French Trade to Canada and the West Indies, 1729-1770*, Montreal, 1978, pp. 61-64.
- 26) *Ibid.*, p. 64; Bonnault, *op. cit.*, p. 141.
- 27) Tarrade, *op. cit.*, pp. 124-126; Miquelon, *op. cit.*, pp. 55-60.
- 28) L.-Ph. May, *Histoire économique de la Martinique, 1635-1763*, Paris, 1930. pp. 154-161 et Tablbau IVの他, 拙稿「十八世紀のフランス領西インドとアメリカ貿易」(以下「アメリカ貿易」と略記), 『史林』70-2, 1987年, 137-141頁参照。
- 29) この問題については別稿「アメリカ貿易」でやや詳しく論じたので, ここには要点を記すにとどめる。
- 30) Mathieu, *op. cit.*, p. 153の表による。
- 31) *Ibid.*, pp. 234-252. これらのカナダ物産と交換にカナダへ輸出された商品は, その大部分が砂糖・糖蜜・ラム酒・コーヒー等の西インド物産から成り, なかでもラム酒の比重が飛び抜けて大きかった。拙稿「アメリカ貿易」, 131-132頁, 表1, 2参照。
- 32) Mathieu, *op. cit.*, pp. 158-159, 234.
- 33), 34) *Ibid.*, p. 175.
- 35) ルイジアナは仏領西インドに対して小麦・木材・皮革等をもたらしたが, その供給量がカナダからの輸入量よりもさらに小さかったことは確実である。Cf. Julien, *op. cit.*, p. 277.
- 36) たとえば1750年にフランス本国から西インドへ送られた小麦粉は683~806万重量ポンドであったが, これはこの時期の仏領西インドの年間必要量の2分の1前後にとどまる。この頃カナダからは小麦粉がほとんど輸入されていないから, 本国からの供給量と同じだけの小麦粉が外国領植民地から輸入されなければならない計算になる。拙稿「アメリカ貿易」, 136頁参照。
- 37) Mathieu, *op. cit.*, pp. 159, 177, 212.
- 38) *Ibid.*, pp. 211-213; 拙稿「アメリカ貿易」, 133-134頁。

IV 七年戦争以後における植民地貿易の発展

七年戦争に敗北したフランスは, 1763年のパリ条約によって北アメリカにおける広大な領土を失ったが, しかし当時の国際経済において北米植民地よりもはるかに大きな価値を有していた西インド植民地は, これをほとんど無き¹⁾のまま保持することができた。フランスの植民地貿易は以後1780年代にかけて再びめざましい拡大を経験することになるが, その点に立ち入る前に, 「排他制」の緩和²⁾という, この時期における植民地貿易政策の重要な変更について簡単にふれておかねばならない。

さて, 七年戦争の間中立国や敵国の船舶によって安価な食糧や原材料, さらに奴隷の供給を受けることができたフランス領西インドの住民³⁾は, 戦後, 外国貿易の継続のために「排他制」の緩和を強く要求するにいたり, 「排他制」の

全面的維持を主張するフランス本国海港の貿易商人との間に激しい対立が生じた。³⁾ 1767年7月29日の国務顧問会議裁決は、このような相対立する利害の本国政府による調停の試みとみることができよう。この裁決は、植民地における外国貿易禁止の原則を改めて確認した上で、サン＝ドマング、サント＝リュシー両島のそれぞれ一港を指定して、外国船による家畜・木材・皮革・毛皮・樹脂・タールの輸入と糖蜜・ラム酒およびヨーロッパ商品（繊維製品・酒類など）の輸出を許可したのである。⁴⁾ この裁決は、本国貿易商人の利害を考慮して基軸商品たる小麦粉・鱈・奴隷を輸入許可品目からはずすなど、きわめて限定された内容のものであったが、⁵⁾ しかしタラードが指摘するように、「ここにはじめて、フランスの貿易が（植民地の）若干の必要品を供給せず、またすべての西インド物産の販路を確保するものでもないこと、したがって外国貿易に頼ることが正当であることが、たんなる臨時措置ではなく一個の基本法において承認された」⁶⁾ 事実は重要である。

このようにフランスの植民地貿易政策は、七年戦争を境として、それ以前の「完全な排他制」l'Exclusif absolu から「緩和された排他制」l'Exclusif mitigé へと転換をとげた。⁷⁾ ここで注目すべきことは、これ以後1770年代にかけて、植民地における外国貿易が1767年裁決の定める限界をはるかに越えて展開をとげるにいたったことである。たとえば、この時期のサン＝ドマングにおいては、1767年裁決による輸入許可品目以外の商品の外国船による輸入、あるいは輸入指定港以外の港からの外国商品の輸入が非常時の臨時措置として繰り返し許可されたのである。⁸⁾

「排他制」は例外措置の拡大と密輸の横行とによって、1776-78年には「もはや一個の虚構にすぎなく」⁹⁾ なっていたが、フランス本国政府はアメリカ独立戦争終結後直ちに「排他制」の復活を命じるとともに、これに重要な変更を加えた。まず1783年6月28日の国務顧問会議裁決は、マルティニック、グアドループ、サント＝リュシー、トバゴ各島の主要港1つにおいて、アフリカ沿岸から直接到来する外国の奴隷船が奴隷を販売することを、1786年4月1日までに限り許可した。¹⁰⁾ これはフランス商人による黒人奴隷の供給が従来サン＝ドマング一島に集中し、他のフランス領諸島において奴隷の甚だしい供給不足が生じているためにとられた措置であるが、その後1786年と89年との二度の延長によって、¹¹⁾ 1790年8月1日まで実施されることになる。ついで1784年8月

30日の裁決は、外国貿易指定港を従来の2港から7港にふやすとともに、外国からの輸入許可品目の中に新たに米・とうもろこし・野菜・鱈・塩漬魚・塩漬牛肉・石炭を加えたのである。¹²⁾この1784年の裁決によって新たに外国貿易を許された諸港は、すでに1770年代において外国船を受け入れていた各島の主要港であり、また外国からの輸入が許可された商品も塩漬牛肉と石炭以外はそれ以前から事実上輸入が認められていた商品であった。¹³⁾このように1784年の裁決による「排他制」の緩和は、基本的に既成事実の追認という性格をもつものであったことに注意しなければならない。¹⁴⁾

以上のような植民地貿易政策の変化を念頭におきながら、次に七年戦争以後におけるフランス植民地貿易各セクターの発展をみていくことにしよう。

まず、アメリカ(=西インド)植民地からの輸入について述べるならば、18世紀前半に圧倒的な比重を占めていた砂糖の輸入は、七年戦争後も引きつづき増加を示した。西インド植民地からフランスへの砂糖の輸出量は1765年の132万カンタル(66,000トン)から88年には207万カンタル(約10万トン)へと1.5倍強に増加している。¹⁵⁾しかし、この時期にとりわけ著しい伸びを示したのはコーヒーの輸入であった。西インドからのコーヒーの輸出量は1765年の20万カンタル(9,800トン)から88年には79万カンタル(38,600トン)へと約4倍に増加している。¹⁶⁾フランス領西インドにおける砂糖生産の成長は七年戦争前からすでにコーヒー生産の伸びに比べて緩慢となっていたが、このような傾向は七年戦争以後一層顕著となった。この時期にはマルティニック、グアドループ両島の砂糖生産は地味の涸渇のために停滞もしくは後退をよぎなくされており、広大な未耕地をもつサン＝ドマングの砂糖生産のみが前進をつづけたのである。¹⁷⁾コーヒー生産の成長も七年戦争後のサン＝ドマングにおいてとりわけめざましく、同島のコーヒー輸出量は1765年から88年にいたる間に11万カンタルから68万カンタルへと6倍もの増加をとげた。¹⁸⁾こうしてサン＝ドマングは1788年には、フランス領西インドから輸出される砂糖の79%、¹⁹⁾コーヒーの86%を供給するにいたったのである。

ここで再び前掲の表4をみると、1750年から88年にいたる間にアメリカ植民地からの輸入総額の中で砂糖の占める比重が57%から41%へと大きく低下する一方で、コーヒーの比重が13%から40%へと飛躍的に増大したこと、また絶対額ははるかに小さいが綿花の輸入が急テンポで増加したのに反して、イ

インジゴの輸入は完全に伸び悩んだことがわかる。このように大革命の前夜には、アメリカ植民地からの輸入品の中で砂糖とコーヒーとがほぼ相等しい重要性をもつようになったが、この点は同じ時期のイギリスの西インド植民地からの輸入品の構成と明確に異なっている。すなわち、イギリスの場合には、1784-86年においても砂糖が西インドからの輸入総額の57%と支配的比重を占め、以下綿花19%、アルコール類9%、染料5%とつづき、²⁰⁾ コーヒーはわずか3%を占めるにすぎないのである。ところで、このようにフランスの西インド植民地からの輸入全体に占める砂糖の比重が著しく低下したにもかかわらず、フランスの砂糖輸入量は1780年代においてイギリスのそれに決して劣るものではなかった。イギリスの砂糖輸入量は七年戦争中から1770年代半ばにかけてめざましく増加し、一時フランスの砂糖輸入量を凌駕したのであるが、アメリカ独立戦争後は伸び悩みを示し、こうして1780年代後半には、英仏両国の砂糖輸入量は年間9-10万トン²¹⁾の水準でほぼ相拮抗するにいたるのである。

さて、フランス本国へ輸入されたこれらの西インド物産は、18世紀後半においても、その圧倒的部分が国内で消費されることなくヨーロッパ諸国へと再輸出された。表8をみると、1775-77年におけるフランスの砂糖の再輸出量はその輸入量の75%、同じくコーヒーの再輸出量はその輸入量の85%に達しており、フランスがその西インド物産のいかに多くを再輸出に投じたかがわかる。²²⁾ この表で注目されるのは、1785-89年にコーヒーの再輸出量および再輸出率が1770年代に比べて明確に増大しているのに反して、砂糖の再輸出量および再輸出率が若干の低下を示していることである。もちろんこの1780年代においても、フランスがヨーロッパ諸国に対する砂糖の最大の供給者である事実²³⁾に変わり²³⁾はなかったが、しかし、18世紀初頭以来躍進をつづけてきたフラン

表8 西インド物産の再輸出量

	1775-77年		1785-89年	
	年再輸出量	再輸出率	年再輸出量	再輸出率
	千カンタル	%	千カンタル	%
砂糖	1,347.1	74.9	1,240.2	69.4
コーヒー	600.0	84.9	683.2	88.9
インジゴ	6.6	53.2	7.6	59.6
綿花	—	—	31.8	36.9

〔典拠〕 Tarrade, *op. cit.*, p. 753, Tableau VII により作成。

ス領西インド産砂糖の再輸出貿易は、ここに明白な限界に逢着するにいたったとみるべきであろう。このような砂糖の再輸出の伸び悩みとコーヒーの再輸出の急成長は、1780年代末にいたって西インド物産の再輸出総額に占める両商品の比重を逆転させることになる。タラードの分析によると、コーヒーの比率は1776年には35%であり、砂糖の比率60%にはなお遠く及ばないが、85年には砂糖の47%に対して43%とかなり接近し、88年には50%に上昇して砂糖の41%を大きく上まわっている。²⁴⁾

ここで、1785-90年における西インド物産の再輸出先の構成について一言しておくならば、ハンザ諸都市が再輸出総額の34%を集中して断然首位を占め、以下オランダ(19%)、ドイツ(15%)、イタリア(11%)の順になっている。²⁵⁾ ハンザ諸都市(とくにハンブルク)とオランダはこの時期においても、西インド物産をフランスから輸入しこれを北欧・中欧諸国へ再輸出する中継基地として、フランスの再輸出貿易にとって決定的な重要性を有したのである。ただし、1784年以降輸出が急増した綿花の場合には、その輸出先はほとんど²⁶⁾もっぱらイギリスであった。

以上のような西インド植民地物産の輸入と再輸出の拡大は、18世紀後半において、フランスの貿易構造に占める西インド物産の意義を著しく高めることになった。フランスの輸入総額に占める西インド物産の輸入額の比重は、1755年の32%から88年には39%にまで増大し、またフランスの輸出総額に占める西インド物産再輸出額の比重も、同じ期間に22%から35%へと急上昇をと²⁷⁾げている。しかし、注意しておかねばならないのは、これら熱帯産品の生産がめざましい拡大をとげたこの時期の西インド植民地において、アフリカから供給される黒人奴隷およびフランス本国の農・工業生産物に対する需要が着実に増加していったことである。次に七年戦争以後の西インド植民地における人口の増加と奴隷貿易の発展について述べておくことにしよう。

表9によると、七年戦争直後の1763-65年においては、フランス領西インド全体で36,000人の白人と9,000人の有色自由人、そして35万人にのぼる黒人奴隷が数えられた。白人人口はその後1773-74年には46,569人に、88年には54,769人にと着実に増加していったが、奴隷人口の増加ははるかにより大規模であり、1774年には41万人、88年には59万人という膨大な数に達したのである。また、1776年には約1万人にとどまっていた有色自由人も、78年

表9 西インド植民地の人口構成

年 次	仏領西インド全体			サン＝ドマング		
	白 人	有色自由人	黒人奴隷	白 人	有色自由人	黒人奴隷
1763-64	約36,000	約9,000		約12,000	約6,000	
1765			約350,000			約200,000
1773-74	46,569		406,215	20,247		240,095
1776		約10,000			約6,000	
1788	54,769	31,522	594,301	27,717	21,808	405,564

〔典拠〕 Tarrade, *op. cit.*, pp. 44-48 に基づき作成。

以降の奴隷解放の進展の結果、²⁸⁾ 88年には31,522人を数えるようになった。この時期においても人口増加がとりわけ急速であったのはサン＝ドマングであり、1788年にはフランス領西インドの白人人口の約2分の1、有色自由人と黒人奴隷のそれぞれ7割近くが同島に集中するにいたっている。さらに、この時期のフランス領西インドの人口をイギリス領西インドの人口と比較してみるならば、後者の人口は1788年に白人51,325人、解放奴隷11,910人、奴隷456,814人²⁹⁾と評価されており、³⁰⁾ いずれのカテゴリーについてもフランス領西インドの方が上まわっていたことは確実である。

西インド植民地におけるこのように多数の黒人奴隷の集積を可能にしたものは、いうまでもなくアフリカから西インドへの奴隷貿易の発展であった。われわれはさきにスタインの研究にもとづいて、フランスの奴隷貿易が1783-92年に急激な拡大をとげたことを指摘したが、タラードの分析結果も同様に、西インド植民地への奴隷輸入の著しい増加を確認している。すなわち、表10が示すように、フランスの奴隷貿易船による奴隷の輸入数は1766-74年の年間15,000人前後から、1776-77年には約2万人にはね上り、ついで1787-88年には年間約3万人へと急上昇をとげている。また同じ表によると、1767-88年をつうじてフランスの奴隷船により西インドへ輸入された奴隷の実に95%以上がサン＝ドマング島へ集中しており、マルティニック、グアドループ両島への奴隷の輸入はごく少数にとどまっている。前述の1783年6月28日の国務顧問会議裁決は、アメリカ独立戦争以前においてフランス商人による奴隷の輸入量が植民地の必要量をかなり下まわっていたこと、またフランスの奴隷船がサン＝ドマングにしか奴隷を供給しないために、マルティニック、グアドループなどの風上諸島は外国領植民地からの奴隷の密輸入に頼らざるをえない

こと、を指摘しているが、³¹⁾
この裁決によって外国船
による風上諸島への奴隷
の輸入が公認され、また
フランス商人による風上
諸島への奴隷の輸入に対
して奨励金が交付される
ようになった後において
も、奴隷の供給不足は容
易に解消するにいたらな
かったのである。³²⁾

表 10 フランス奴隷貿易船による西インド植民地への奴隷の輸入

年次	輸入総数 人	サン＝ドマング		マルティニック グアドループ	
		人	%	人	%
1766	15,029	13,860	(92.2)	1,169	(7.8)
1767	15,836	15,309	(96.7)	527	(3.3)
1768	14,870	14,312	(96.2)	558	(3.8)
1770	17,078	16,193	(94.8)	885	(5.2)
1771	10,266	10,018	(97.6)	248	(2.4)
1774	13,295	13,188	(99.2)	107	(0.8)
1776	21,493	20,501	(95.4)	992	(4.6)
1777	19,062	18,689	(98.0)	373	(2.0)
1785	22,455	21,652	(96.4)	803	(3.6)
1787	31,147	30,839	(99.0)	308	(1.0)
1788	29,938	29,506	(98.6)	432	(1.4)

〔典拠〕 Tarrade, *op. cit.*, p. 759, Tableau XI により作成。

以上において、七年戦

争以後 1780 年代末までの西インド植民地物産の生産と輸出の拡大、およびこれを可能にした奴隷貿易の発展を確認したが、次にわれわれは、西インド植民地および西アフリカの奴隷貿易拠点へ向けてのフランス本国からの輸出貿易が、この時期にどのような発展をとげたかを考察しなければならない。前掲の図が示すように、アメリカ（西インド）植民地への輸出額は七年戦争後 1775 年までは伸び悩みを示したが、76 年から拡大に向い、1780 年代には名目額で七年戦争前の約 2 倍に急成長をとげた。いま前掲の表 7 によって 1788 年における西インド向け輸出の商品別構成をみると、小麦粉・塩漬肉を主体とする食料品が 21%，葡萄酒中心の飲料品が 10%，麻＝綿織物 toiles（以下トワルと記す）を主体とする繊維製品が 39%，繊維以外の雑多な製造品と原材料が 30%，をそれぞれ占めている。これを同じ表の 1775 年の場合と比較してみると、食料品の輸出額は 3 倍以上に、また繊維製品と他の製造品・原材料の輸出額も 2.9 倍にと大幅に増加している。さらに、これを 1784－86 年におけるイギリスの西インド植民地向け輸出品の構成と比較してみると、³³⁾イギリスの場合には繊維製品を中心とする工業製品が総額の 86% という圧倒的部分を占める一方、食料・飲料品の比重は 13% とフランスの場合よりもはるかに小さく、西インドへの食糧供給における本国への依存度の低さが示されている。また同じ時期にイギリスの西インド向け繊維製品輸出の絶対額は 474,000 ポンド（1,185 万リーヴル）であり、1788 年のフランスの西インド向け繊維製品輸出額 2,539 万

リーヴルの2分の1以下にすぎないことにも注目しておこう。³⁴⁾ところで、これらフランスの西インド向け輸出品はアイルランド産の塩漬牛肉、東インド産のモスリン・薬種等をのぞいて、その大部分がフランス本国の生産物であった。³⁵⁾それゆえ、1775-88年における西インド向け輸出額の大幅な増加は、この時期に同植民地が本国農・工業のための輸出市場として著しい成長をとげたことを意味するものにほかならないのである。

一方、西アフリカ向け輸出は1773年頃から急激に拡大し、1784-90年には年額1,753万リーヴルとアメリカ植民地向け輸出の約4分の1の規模に達した。³⁶⁾いま表11³⁷⁾によってその商品別構成をみると、1775、88両年においてトワルを主体とする繊維製品が全体の半ば以上を占め、かつその比重は増加の傾向を示している。繊維製品以外では火酒・寶貝・タバコ・銃器が主要なものであり、西インド向け輸出の重要項目をなした白人用の食料・飲料品は、ここには航海用のものをのぞいて含まれていない。ところで、この奴隷貿易のための輸出品の中では、西インド向け輸出品の場合とは異なって、フランス本国以外の生産物が大きな割合を占めていたことに注意しておかねばならない。すなわち、1775年に西アフリカへ輸出されたトワルは、その69% (390万リーヴル分) がインド産の綿織物であり、88年には同じ綿=麻織物の79% (668万リーヴル分) がインド綿布を主体とする外国製品であった。これにインド産の寶貝、ブラジル産タバコ、ベルギー産銃器を加えるならば、西アフリカ向け輸出額中に占める外国産品の割合は1788年において50%を確実に越えたであろう。それゆえ、フランス国産品の市場としての西アフリカの意義は、本国からの輸出のめざましい伸びにもかかわらず、かなり限定されたものであったのである。

表11 西アフリカ向け輸出の商品別構成

品 目 別	1775 年	1788 年
	千リーヴル %	千リーヴル %
トワル	5,672 (47.6)	8,429 (50.2)
ハンカチ	127 (1.1)	414 (2.5)
毛織物	81 (0.7)	285 (1.7)
雑織物	424 (3.6)	328 (2.0)
火酒	1,220 (10.2)	1,017 (6.1)
宝 貝	1,055 (8.8)	568 (3.4)
タ バ コ	— —	731 (4.3)
銃 器	591 (5.0)	520 (3.1)
棒 鉄	126 (1.1)	254 (1.5)
鑄 貨	— —	326 (2.0)
そ の 他	1,248 (10.5)	1,829 (10.9)
小 計	10,543 (88.5)	14,701 (87.6)
航海用物資	1,372 (11.5)	2,082 (12.4)
総 計	11,916 (100.0)	16,783 (100.0)

〔典拠〕 Tarrade, *op. cit.*, p. 125 の表により作成。

外国製品であった。これにインド産の寶貝、ブラジル産タバコ、ベルギー産銃器を加えるならば、西アフリカ向け輸出額中に占める外国産品の割合は1788年において50%を確実に越えたであろう。それゆえ、フランス国産品の市場としての西アフリカの意義は、本国からの輸出のめざましい伸びにもかかわらず、かなり限定されたものであったのである。

さて、上述の植民地向け繊維製品の中には、絹織物やモスリンの

表 12 植民地向け繊維製品輸出の推移

	1755 年	1775 年	1788 年
	千リーヴル (%)	千リーヴル (%)	千リーヴル (%)
アメリカ	10,789 (10.3)	10,135 (8.1)	29,634 (24.9)
西アフリカ	831 (0.8)	6,304 (5.0)	9,577 (8.1)

() 内は繊維製品の輸出総額に対する各植民地向け輸出額の比。

〔典拠〕 1755 年： Bibl. Mun. de Rouen, Fonds Montbret 155 (1)；

1775 年： Arch. Nat., F¹² 242；1788 年： Arch. Nat., F¹² 1835.

ような高級品ないし奢侈品も含まれていたが、しかし量的に圧倒的に大きかったのはトワルに代表される日用品であった。いま表 12 によって、フランスの繊維製品輸出総額に占めるアメリカ植民地向け輸出額の比重をみると、1755 年には 10.3%，75 年には 8.1% にすぎなかったが、88 年には 24.9% にまで増大している。また繊維製品のうちトワルの輸出だけについてみると、アメリカ植民地のシェアは表 13 が示すように、1750-76 年にはおおむね 20% 前後であったが、88 年には 37% へと急上昇している。さらに、輸出品の中からインド綿布等の外国製品をのぞいてフ

ランス国産品のみの輸出³⁹⁾についてみると、1788 年におけるアメリカ植民地のシェアは表 14 が示すように、繊維製品全体については 24.7% であって外国製品を含めた場合とほとんど変わらないが、トワルのみにについては 41.8% にまで上昇する。この 1788 年にアメリカ植民地へ輸出された国産のトワルは、その価額の約 5% が綿織物もしくは綿麻混織物であるにすぎず、残りはすべてリンネルを主体とする麻織物であった⁴⁰⁾。以上の事実から、アメリカ植民地が 1770 年代後半から 80 年代末にいたる間にフランス繊維製品、わけ

表 13 植民地向けトワル輸出の推移

年次	アメリカ	西アフリカ
	千リーヴル %	千リーヴル %
1750	7,334 (22.2)	375 (1.1)
1754	7,773 (20.5)	449 (1.2)
1755	6,091 (19.1)	238 (0.7)
1772	7,475 (21.5)	2,801 (8.1)
1775	5,896 (13.8)	5,672 (13.3)
1776	9,636 (21.1)	4,878 (10.7)
1777	11,288 (25.6)	4,216 (9.6)
1784	19,891	5,528
1786	14,348	11,808
1787	16,579	8,992
1788	18,040 (36.5)	8,429 (17.1)
1789	13,844	10,202

() 内はトワルの輸出総額に対する各植民地向け輸出額の比を表わす。空白は輸出総額不明の年度。

〔典拠〕 1750 年： Bibl. Mun. de Saint-Brieuc, Manuscrit n° 84；1754-72 年： Bibl. Mun. de Rouen, Fonds Montbret 155 (1) et 849；1775-86 年： Arch. Nat., F¹² 242, 243, 245, 255；1787-89 年： Arch. Nat., Colonies F^{2B} 12-13.

表 14 植民地向けフランス国産繊維製品の輸出 (1788 年)

	繊維製品全体	トワール
	千リーヴル (%)	千リーヴル (%)
アメリカ	26,559 (24.7)	17,151 (41.8)
西アフリカ	3,267 (3.0)	1,252 (3.1)

() 内は国産繊維製品および国産トワールの輸出総額に占める各植民地向け輸出額の比。

〔典拠〕 Arch. Nat., F¹² 1835.

でも麻織物の輸出市場として著しく重要性を増したことが確認される。

次に、西アフリカの奴隷貿易拠点に対する繊維製品一般およびトワールの輸出についてみると、さきの表 12, 13 が

示すように、フランスからの輸出全体に占める西アフリカ向け輸出の比重は 1755 年から 88 年にいたる間にこれまた大幅に増大している。しかし、これらの西アフリカ向け輸出品の中には前述のように外国産品が大量に含まれており、これをのぞいてフランス国産品の輸出のみについてみると、表 14 が示すように、西アフリカ植民地は 1788 年において繊維製品全体の 3.0%、トワールの 3.1% を受け取っているにすぎず、フランス繊維工業の輸出市場としての意義はこの時点においてもきわめて小さかったのである。

ところで、1770-80 年代に急成長をとげた西アフリカ向け輸出の基軸的商品が、インド産綿織物であったとするならば、この時期にインドからフランスへの綿織物の輸入はどのような進展を示したのであろうか。インドから輸入される織物は表 15 が示すように、トワール（青色綿布・白綿布・インド更紗など）とモスリン、ハンカチから成っていたが、その輸入額は 1772 年から急増を示して 1774-76 年には年平均 1,500 万リーヴルを記録、ついで 1787-89 年には年平均 2,440 万リーヴル（東インドからの輸入総額の 70%）に達するにいたった。⁴¹⁾これらのインド産織物のうち奴隷貿易のため西アフリカへ再輸出されたのは、ほとんどがトワールであり、かつ再輸出量は 1787-89 年においてインドからの輸入織物の 3 分の 1 を越えなかったものと推定される。⁴²⁾また 1787-89 年にはフランスから年平均 330 万リーヴルのモスリンが西インド等へ輸出されて

表 15 インドからの織物の輸入 (単位 千リーヴル)

時期別	トワール	モスリン	ハンカチ	合計
1774-76年	8,262	6,563	241	15,066 (52.3)
1787-89年	14,367	7,886	2,179	24,432 (69.5)

輸入額は年平均。合計の () 内は東インドからの輸入総額に対する比 (%) を表わす。

〔典拠〕 Chaptal, *op. cit.*, t. 1, p. 131.

いるが、⁴³⁾しかしこの時期にインドから輸入された織物の大部分がフランス本国内の消費に委ねられたことは疑いのないところである。

以上、西インド貿易を中心に七年戦争以後におけるフランス植民地貿易の発展をあとづけてきたが、その結果、一般にイギリスの植民地制覇が確定したとされる七年戦争以後の時期にフランスの植民地貿易がめざましい拡大をとげ、1780年代にその最盛期を現出するにいたったことを、⁴⁴⁾明らかにしえたと思う。ところで、この時期には、前述の「排他制」の弛緩の事実が示しているように、フランス本国＝植民地間貿易の発展と並行して、フランス領植民地と外国またはその植民地との間の貿易が著しい拡大をとげた。以下、タラードの研究に拠りながら、フランス領西インドにおけるこの外国貿易の展開を素描しておくことにしよう。⁴⁵⁾

まずフランス領サン＝ドマングにおいては、前述の1767年裁決によって外国貿易港に指定されたモール＝サン＝ニコラ港をつうじて、1769－75年の間ニューイングランドをはじめとする外国領植民地との貿易が規則的に行われた。しかしこのいわゆる指定港貿易 *commerce d'entrepôt* は、年間の輸入額が150万リーヴル程度にすぎず、また輸入品もほぼ木材と家畜とに限られていた⁴⁶⁾ので、植民地における食糧や原材料の不足を解消するにはほど遠いものであった。このため植民地当局は1769－76年の間、地震・台風・干ばつ等による物資の欠乏を理由に、臨時措置として外国船による小麦粉・木材・家畜・塩漬の肉と魚・米・野菜の輸入を繰り返し許可しなければならなかった。⁴⁷⁾これに対して、マルティニック、グアドループなどの風上諸島においては、1767年の裁決が公布された後にも植民地当局はこれを無視して外国船に港を開放しつづけたため、サント＝リュシー島の外国貿易指定港カレナージュはほとんど利用されることがなかった。⁴⁸⁾たとえば、マルティニックでは、1765－68年にイギリス領植民地との貿易が七年戦争中に引きつづき著しい展開を示し、糖蜜やヨーロッパ商品（火酒・リキュール酒・オリーブ油・石けん等）と交換に、家畜（馬・牛）や小麦粉が輸入された。⁴⁹⁾しかし1769年以後は、植民地当局がイギリス領との貿易を禁止したため、マルティニックの外国貿易は「中立諸島」（オランダ領・デンマーク領諸島）との間で、もしくは「中立諸島」との貿易に擬装して、行われることになる。⁵⁰⁾一方、グアドループでは、イギリス領との貿易が一貫して黙認されていたが、同島の外国貿易額は公式統計による限りマル

ティニックの場合よりもかなり小さく、また輸出入された商品も 1767 年裁決⁵¹⁾における許可品目にほぼ限られていた。

このようにアメリカ独立戦争以前のフランス領西インドにおいては、1767 年裁決の定める限界をはるかに越えて合法的外国貿易が展開をとげたのであるが、一方、独立戦争後の 1785-88 年には、西インド植民地における公認の外国貿易は基本的に前述の 1783, 84 年両裁決の枠内で行われることになる。いま、サン＝ドマングの 3 港、マルティニック、グアドループ、サント＝リュシー、トバゴ各 1 港、合計 7 つの指定港を通じて行われた外国および外国領植民地との貿易の規模をみると、1786-89 年を平均して輸入額が 2,455 万リーヴル、輸出額は 1,416 万リーヴルとなっており、⁵²⁾ アメリカ独立戦争以前に比べて貿易規模が著しく拡大したことは疑いをいれない。この合法的外国貿易による輸入品は、その価額の圧倒的部分が黒人奴隷・家畜・木材・鱈・塩漬肉など、1783, 84 年両裁決による輸入許可品目から成っており、また輸出品も、その大部分が糖蜜・ラム酒・ヨーロッパ商品という、1767 年裁決以来の輸出許可品目によって占められていた。⁵³⁾ さらにこれを相手地域別にみると、同じく 1786-89 年についてアメリカ合衆国が輸入額の 62%、輸出額の 48% を集中して断然首位を占めており、それにつづいてイギリス領植民地（西インド、カナダなど）が輸入額の 20%、輸出額の 10% を、またスペイン領植民地が輸入額の 11%、輸出額の 24% をそれぞれ占めていた。⁵⁴⁾ この時期のフランス領西インドにとって、アメリカ合衆国は木材、家畜（馬と牛）、食糧の供給地として、イギリス領西インドは黒人奴隷の輸入先として、それぞれ重要な役割を果たしていたが、われわれはとくに、スペイン領植民地がフランス領西インドからもたらされる麻織物、葡萄酒などと交換に、多量の家畜（主にラバ）と銀貨⁵⁵⁾ piastres をフランス領へ供給していた事実⁵⁶⁾に注目しておきたい。

以上、七年戦争以後のフランス領西インドにおける公認の外国貿易の発展について述べてきたが、しかしこの時期においても、西インド植民地の外国貿易はもとよりこのような合法貿易に限られるものではなく、公式の貿易統計には含まれない非合法貿易の広汎な展開がみられたのである。この密貿易の展開規模を正確に知ることは、事柄の性質上不可能であるが、タラードが紹介するグアドループ島総督ブイエ侯の証言によれば、1770 年頃同島の全収穫物の 39% がフランス本国以外へ不法に輸出されたものと推定される。⁵⁶⁾ また C. シュナー

ケンブールは、1775 年におけるフランス領西インドの砂糖生産量を 115,000 トンと評価しつつ、これと同じ年のフランス本国の砂糖輸入量 80,000 トンとの差額 35,000 トン（生産量の約 30%）が外国へ密輸出された⁵⁷⁾とみなしている。さらにアメリカ独立戦争後のフランス領西インドでは、奴隷の供給基地であるイギリス領西インド（ジャマイカ・ドミニカ両島など）との非合法貿易に加えて、とくにアメリカ合衆国との密貿易が急激な拡大を示し、前述の外国貿易指定港における合法貿易に擬装しつつ、禁制品たる小麦粉の輸入と砂糖を含む⁵⁸⁾植民地物産の輸出が頻繁に行われるようになったといわれている。

以上に述べたところから、七年戦争以後 1780 年代末にいたるフランス領西インドの経済的発展、熱帯産品の生産と輸出の飛躍的増加が、重商主義植民地帝国の制度的支柱をなす「排他制」の著しい弛緩と、植民地における外国貿易の不断の拡大とによってはじめて可能となったことが、理解されるであろう。大革命前夜に頂点にたったフランス本国＝西インド間貿易の繁栄は、合法・非合法両形態での植民地における外国貿易、とりわけアメリカ合衆国との貿易の発展を不可欠の存立条件としていたことを、見のがしてはならないのである。

- 1) 成瀬治「18 世紀の国際政治」、『岩波講座世界歴史』, 17 巻, 1970 年, 129 頁; Crouzet, *op. cit.*, p. 231. フランスはカリブ海ではグレナダ島とグレナディン諸島をイギリスに譲渡したにとどまる。Julien, *op. cit.*, p. 89.
- 2) この七年戦争以後 1780 年代末にいたる「排他制」の緩和の過程については、タラードの前掲書があらゆる史料を駆使して精密な分析を行なっている。以下、この問題については同書に全面的に依拠する。
- 3) Rambert, *op. cit.*, p. 103; Tarrade, *op. cit.*, pp. 152, 162. 西インドのコロンが「排他制」に反対した一つの理由は、カナダ喪失の結果ラム酒の販路を外国に求めざるをえなくなったことである。Tarrade, *op. cit.*, p. 671.
- 4) この裁決の原文については、Cf. Tarrade, *op. cit.*, p. 317.
- 5) この点は外国貿易指定港がサン＝ドマング西岸のモール＝サン＝ニコラ、サント＝リュシー島のカレナージュという、いずれも辺鄙な小港に設けられたことにも示されている。しかしこれらの事実にもかかわらず、1767 年の裁決は植民地における外国貿易の拡大の重要な契機となった。というのも、このように禁止体制に一つの突破口が開かれた結果、植民地行政当局による外国貿易許可がすべて正当化される道が開かれたからである。Ibid., pp. 319–320.
- 6) Ibid., pp. 319–320. 西インド植民地に対して外国からの食糧、原材料の輸入を認める臨時措置は 1763 年 4 月以来講じられていた。その意味では、『緩和された排他制』は事実上は 1763 年以來たしかに存在した」といえる。Ibid., pp. 175, 228, 306–311, 320.
- 7) ここで問題となるのは、この「排他制」の緩和の主たる原因が、七年戦争による北アメリカ植民地の喪失にあったか否かである。G. ランベールによれば、カナダの割譲によって風上諸島に対する木材と家畜の供給源が失われたがゆえに、ショワズールは 1763 年以來これら物資の外国からの輸入を植民地行政官に対して許可しなければならなかった、とされる。Rambert, *op. cit.*, p. 106. またタラードも、カナダとルイジアナの割譲の経済的結果は重大であ

り、この結果こそが「排他制」に対する攻撃を可能にしたと主張している。Tarrade, *op. cit.*, p. 173. このような通説的見解に対して、浜忠雄氏は次のように疑問を提出した。すなわち、カナダ喪失→「排他制」の緩和という説明が十分に説得的であるためには、「少なくとも、カナダが西インドへの供給において相応の役割を現実に果たしていたということの裏付けが与えられていなければならないはずである。だが、タラードを含めて従来の研究はいずれもこの点の吟味を欠いているのである」(浜忠雄「フランス旧植民地体制の諸問題(Ⅱ)」, 北海道教育大学紀要, 27-2, 1977年, 7頁)。しかし今日では、七年戦争前にフランス領北アメリカが西インドに対する食糧、原材料の供給基地としてきわめて不十分な役割しか果たしていなかったことは、前述のJ. マチウの研究によってすでに証明済みである。このような事実は、1763年の講和にさいして、イギリスからのマルティニック、グアドループ両島の返還と引きかえにカナダ、ルイジアナの割譲を決定したショワズールらフランス政府当局者も熟知していたところと考えられる。それゆえ、七年戦争後の「排他制」の緩和にあたってカナダ、ルイジアナの喪失(それは西インド産の糖蜜とラム酒がその唯一のはけ口を失ったことをも意味する)が考慮に上ったことは疑いないとしても、「排他制」緩和の基本的動機をその点に求めることはできないのではないか。「排他制」の緩和が西インド植民地経済の速やかな発展のために不可避であることは、七年戦争以前にすでに明白になっていたのであり、カナダ、ルイジアナの喪失は、七年戦争中の非合法な外国貿易の盛行とともに、その直接的契機となったにとどまるのではなからうか。

- 8) Tarrade, *op. cit.*, pp. 388-389.
- 9) *Ibid.*, p. 448.
- 10) *Ibid.*, p. 518.
- 11) *Ibid.*, p. 627. なお、1786年9月10日の裁決では、外国領植民地を経由する奴隷の輸入が認められた。
- 12) この裁決の原文については、Cf. *Ibid.*, pp. 539-540. なお、外国向け輸出の許可品目については、1767年の規定にいかなる変更も加えられなかった。*Ibid.*, p. 542.
- 13) *Ibid.*, p. 540.
- 14) *Ibid.*, p. 659.
- 15), 16) *Ibid.*, p. 747, Tableau V; 拙稿「植民地貿易」, 25頁, 表3.
- 17) Davis, *Atlantic Economies*, pp. 254-255. マルティニック、グアドループ両島における砂糖の生産量と輸出量の推移については、Cf. Schnakenbourg, *Statistiques*, pp. 97, 115-120.
- 18) Tarrade, *op. cit.*, p. 34.
- 19) *Ibid.*, p. 34の表に基づき計算。こうして仏領サン＝ドマングは西インド諸島の「真珠」, 「女王」となり, 「ヨーロッパの全植民地のうち最も豊かなもの」, 「砂糖とコーヒーの世界第一の生産地」となった。Crouzet, *op. cit.*, p. 222.
- 20) Davis, *The Industrial Revolution*, p. 110, Table 57にもとづき計算。なお、英仏西インド植民地の輸出品の構成の違いについては、Cf. *id.*, *Atlantic Economies*, p. 261, Table 5.
- 21) イギリスの砂糖輸入量の推移については、E. B. Schumpeter, *English Overseas Trade Statistics, 1697-1808*, Oxford, 1960, p. 62, Table XVIII 参照。英仏両国以外では、スペイン領植民地(主にキューバ)が約14,000トン、オランダ領植民地(西インド、スリナム、ジャワ)が約2万トンの砂糖をヨーロッパへ供給していた。なお、ドヴェーズは1780年代末にフランスが世界の砂糖貿易において首位を占めていたとみているが、しかし彼の挙げる数字からは、この時期にフランス本国への砂糖輸入量がイギリス本国へのそれを明確に凌駕していたと結論することはできない。Cf. Devèze, *op. cit.*, p. 267.
- 22) フランス国内での砂糖消費量は1788年に人口1人当り年間1キログラムと見積られているが、首都パリでは同じ頃1人当り年間5キログラム、またマルセイユでは1750年代初に1人当り

- 6.5 キログラムの砂糖が消費されており、地域差が大きかったようである。ちなみに、当時イギリス人1人当りの年間砂糖消費量は約8キログラムであった。Cf. Braudel, *Civilisation matérielle, économie et capitalisme, XV^e-XVIII^e siècle*, 3 vol., Paris, 1979, t. I, p. 192; Rambert, *op. cit.*, p. 388 n. 2. 次に、コーヒーの消費量は1789年にフランス人1人当り年間300グラムとなるが、これはオランダ人の平均消費量の約7分の1にすぎない。「フランスでは国民の大多数はコーヒーを飲んだことがなかった」のである。M. Devèze, *Le commerce du sucre à la fin du XVIII^e siècle: la concurrence franco-anglaise, Actes du 93^e congrès national des sociétés savantes, Tours, 1968*, Paris, 1969, p. 38.
- 23) フランスの砂糖再輸出力が1785-89年に年平均124万カンタル(6万トン)に達しているのに対して、イギリスの砂糖再輸出力(アイルランド向けを含む)は1784-86年に年平均348,000ハンドレッドウェイト(17,600トン)であった。前掲表8およびDavis, *The Industrial Revolution*, p. 45, Table 27 参照。
 - 24) Tarrade, *op. cit.*, p. 754, Tableau VIII; 拙稿「植民地貿易」, 27頁, 表5。
 - 25) Tarrade, *op. cit.*, p. 755, Tableau X; 拙稿「植民地貿易」, 28頁, 表7。
 - 26) 1786年のフランスとの通商条約締結によって同国の市場を征服しようとの見通しが、イギリスによる綿花の買付けを急増させたものと考えられる。Tarrade, *op. cit.*, p. 691; Dardel, *op. cit.*, p. 241; Crouzet, *op. cit.*, p. 230。
 - 27) ここでいう西インド物産とは砂糖、コーヒー、インジゴ、綿花、カカオ、生姜、アナトー(赤色染料)、糖蜜、ラム酒の9品目を指す。ただし、コーヒーと綿花の再輸出力の中には西インド以外の産品が含まれている。1755年については、Bibl. Mun. de Rouen, Montbret 155-1, 1788年についてはArch. Nat., F¹² 1835に基づき計算。
 - 28) Tarrade, *op. cit.*, p. 47。
 - 29) *Ibid.*, pp. 44-48. この仏領サン=ドマングの人口の推移と階級構造についてより詳しくは、浜忠雄「ハイチ革命研究序説(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)」『北海道教育大学紀要』, 35-1, 36-1・2, 1984-86年を参照。
 - 30) A. Moreau de Jonnés, *Recherches statistiques sur l'esclavage colonial et sur les moyens de le supprimer*, Paris, 1842, rep. 1978, p. 42. ただし、原表に含まれているトバゴ島は、当時フランス領であったので除いた。
 - 31) Tarrade, *op. cit.*, p. 517. この裁決が記すところでは、1776年におけるフランス船の奴隷供給量19,700人に対して、奴隷の必要量は年間25,000人であった。
 - 32) *Ibid.*, pp. 520, 622。
 - 33) イギリスの西インド向け輸出力(時価評価)については、Davis, *The Industrial Revolution*, p. 94, Table 41 および p. 102, Table 49 に拠る。
 - 34) このフランス繊維製品の輸出力は、イギリス繊維製品のそれとの比較のために、前掲表7の繊維製品の中からレース・リボン・帽子をのぞいた数字である。
 - 35) Tarrade, *op. cit.*, p. 126。
 - 36) *Ibid.*, pp. 739-740。
 - 37) この表の中の航海用物資とは、最終目的地西インドまでの長途の航海のための船員用の食糧(小麦粉・肉・米・ビスケット・野菜・葡萄酒等)と帆布・綱具であり、本来の輸出品からは除かれるべきものである。
 - 38) *Ibid.*, p. 126 n. 28 および Arch. Nat., F¹² 1835, Pièce 116 による。西アフリカの住民は古くからオランダ、イギリスが供給していた良質のインド綿布を使いなれており、それとは品質の異なるフランス製品を容易に受けつけなかった。フランス綿製品を西アフリカへ輸出事の困難さについては、Cf. Dardel, *op. cit.*, pp. 140-142。
 - 39) 輸出される繊維製品のうち、トワール、モスリン、ハンカチ以外の品目については統計上国産品と外国産品とを分離できない。したがって、ここでいう国産品の輸出力とはあくまでもお

およそのものであり、その中に若干の外国製品が含まれている可能性が高い。

- 40) Arch. Nat., F¹² 1835, Pièce 116 により計算。
- 41) 各年度の輸入額については, Chaptal, *op. cit.*, t. I, p. 131.
- 42) 1787-89 年に西アフリカへ輸出された外国産のトワルは年平均 741 万リーヴル, 同じくモスリンは 18,300 リーヴルであった。Arch. Nat., Col. F^{2b} 12 et 13. これらをすべてインドからの直接輸入品とみなしても, 輸入額の 3 分の 1 に達しないが, 実際にはこの中にインド以外の生産物, またイギリス, オランダ経由でフランスへ輸入されたインド織物がかなり含まれていたのである。
- 43) Arch. Nat., F¹² 251 所収の貿易統計による。
- 44) ここで注意しておかねばならないのは, フランス植民地貿易のめざましい拡大がみられた七年戦争以後の時期が, 同時に植民地貿易の収益性 rentabilité の低下によってもまた特徴づけられることである。タラードは, 18 世紀後半における西インド物産の現地での購入価格とその本国での販売価格とを比較すると, 輸送費・関税・保険料・輸送中の損耗分等を考慮した場合しばしば損失が生じること, この損失は本国商品の西インドでの販売によって, しかし基本的には奴隷貿易の利益によってカヴァーされることを, 多くの史料によって検証した上で, 次のように主張する。「1763-89 年は, 植民地貿易が量的には発展しながらも, それ以前の何十年かのような急速かつ大規模な蓄財の源たることをやめた時期であった。」「それゆえ, 七年戦争から大革命までの時期は, フランス植民地貿易の活動全体をみれば華々しいものがあるが, 船主あるいは商人の見地に立てば困難の増大した時期である。この時期には, 競争は一層激しくなり, 純粋に商業的なリスクが増大し, 利益は不確実になったのである。」Tarrade, *op. cit.*, pp. 136-144. このような 18 世紀後半における植民地貿易の利潤低下の事実は, J. メイエールによっても, ナントの商人の活動について確認されている。J. Meyer, *L'armement nantais dans la deuxième moitié du XVIII^e siècle*, Paris, 1969, pp. 248-250, 265-277. またスタインは, アメリカ革命後の時期に植民地貿易への投資を拡大した商人達が, プランターからの支払いの遅滞と, フランス本国の経済的財政的危機による金融事情の悪化のために, 経営難に陥ったと主張している。R. Stein, *The State of French Colonial Commerce on the Eve of the Revolution*, *Journal of European Economic History*, Vol. 12, n°2, 1983, pp. 113-116.
- 45) 以下この時期の西インド植民地における外国貿易については, 拙稿「アメリカ貿易」, 141-145 頁をも参照。
- 46) Tarrade, *op. cit.*, pp. 354-355, 388, 444.
- 47) *Ibid.*, pp. 358-363, 388-390, 419, 439. このような合法的外国貿易の他に, この時期のサン＝ドマングではイギリス領北アメリカ, とりわけニューイングランドからの食糧や木材の密輸入が増加したといわれる。Cf. Ch. Frostin, *Les colons de Saint-Domingue et la métropole*, *Revue historique*, t. 237, avril-juin 1967, pp. 381-414.
- 48) Tarrade, *op. cit.*, pp. 352, 386-387.
- 49) *Ibid.*, pp. 364-366.
- 50) *Ibid.*, pp. 364-366. 「中立諸島」とはオランダ領サン＝テュスタッシュ島, デンマーク領サント＝クロワ島を指す。
- 51) *Ibid.*, pp. 366-367.
- 52) *Ibid.*, pp. 659-660 の表に基づき計算。
- 53) ただし, 1789 年にはフランス本国からの小麦粉の供給が前年の凶作のため激減したので, 植民地当局の臨時措置によって, 合衆国などから大量の小麦粉が西インドへ輸入された。*Ibid.*, pp. 661, 705. このような例外措置の拡大によって, 1789 年には「排他制」は事実上崩壊する。*Ibid.*, pp. 706-712.
- 54) *Ibid.*, p. 660 の表に基づき計算。

- 55) この正貨の流入が示すようにスペイン領との貿易はフランス領西インド側の大幅な輸出超過であったが、しかし合衆国およびイギリス領との貿易は、逆にフランス側の大幅な輸入超過であり、とくに 1788-89 年には赤字幅が拡大した。この赤字の一部は運賃・手数料など貿易外収支の黒字によって埋められたが、その大部分は砂糖など植民地物産の密輸出によるか、もしくは正貨の輸出によって相殺されねばならなかった。*Ibid.*, pp. 665-666.
- 56) *Ibid.*, p. 111. グアドループ島では、本国からの貿易船の到来がとくに少なかったため、外国植民地からの輸入に依存する度合が大きく、その支払いのために砂糖など禁制品の輸出が大規模に行われた模様である。この点については、Schnakenbourg, *La crise*, p. 70 をも参照。
- 57) Schnakenbourg, *La crise*, p. 70 n. 23.
- 58) Tarrade, *op. cit.*, pp. 602.

お わ り に

以上われわれは、貿易収支局の統計資料の分析を中心に、先行の実証研究の成果をも摂取しながら、18 世紀初頭から大革命前夜にいたるフランス植民地貿易の発展の過程をその主要な側面にわたって考察してきた。最後に、18 世紀フランス植民地貿易の意義の再評価につながる三つの事実を指摘して、稿をとじることにした。

その第一は、18 世紀ヨーロッパにおける砂糖とコーヒーの再輸出貿易の中でフランスが占めていた支配的地位についてである。フランスは 18 世紀初頭以来、西インド植民地における砂糖生産の発展と並行して、ヨーロッパ大陸諸国に対する砂糖の輸出＝再輸出を急速に拡大していった。これに対して競争国たるイギリスは、国内の砂糖消費量の増大に加えて、自国植民地産砂糖の相対的高価格に起因する対外競争力の弱さのゆえに、帝国外への砂糖の輸出を漸次縮小して行かねばならなかった。こうしてフランスは早くも 1730 年代のうちに、ヨーロッパ大陸市場に対する砂糖の最大の供給国となり、ついで 40 年代には、植民地産砂糖の輸入量の点でもイギリスを抜いて、各国中第一位を占めるにいたったのである。その後フランスは、砂糖の輸入量の点では七年戦争中から 1770 年代半ばまで、再びイギリスに首位を奪われたものの、大陸市場に対する砂糖の供給量の点では 1790 年代初頭まで、一貫して圧倒的優位を占めつづけたのである。またコーヒーについてもフランスは、18 世紀前半のうちにすでにその有力な輸出国として現われていたが、とくに七年戦争以後サン＝ドマング植民地におけるコーヒー生産の飛躍的発展の結果、コーヒーの輸入量および再輸出量において他の諸国を完全に圧倒するにいたる。1780 年代末においてオランダ、スペインのコーヒー輸入量はいずれも年間 12,000 トンであ

り、イギリスのそれは1,600 トンにすぎなかったが、フランスのコーヒー輸入量は年間4万トン近く¹⁾にのぼり、かつその9割近くがヨーロッパ諸国へ再輸出されていたのである（前掲表8 参照）。

第二に確認しておきたいのは、西インド植民地が1775年から80年代末にいたる間にフランス工業製品の輸出市場として著しく重要性を増したことである。われわれは西インド植民地における熱帯製品の生産のめざましい拡大が、植民地人口の維持に必要な諸商品の、とりわけフランス本国工業製品の、植民地向け輸出の着実な増加をともなった事実²⁾に注目しなければならない。大まかな数字をあげておこなうならば、西インド植民地は1788年にフランスの輸出する国産繊維製品の25%、同じく麻＝綿織物 toiles の42%を吸収する市場であった。これに西アフリカを加えるならば、フランスの植民地は同じ年に本国産繊維製品の輸出の28%、同じく麻＝綿織物の輸出の45%を受け取ったことになる（前掲表14 参照）。この1780年代において、フランスの西インド植民地向け国産繊維製品の輸出額は、イギリスの西インド植民地向け国産繊維製品の輸出額をはるかに凌駕³⁾していた。もちろんこの時期にイギリスが、フランスとは異なって、北アメリカ大陸に自国工業製品のための広大な市場を有していたことを忘れてはならないが、しかしフランスの西インド植民地がたんに熱帯製品の供給地、中継貿易の拠点たるにとどまらず、本国工業製品の輸出市場として小さからぬ役割を担っていた⁴⁾事実は、ここで改めて強調しておく必要がある。

第三に指摘しておきたいのは、このように西インド植民地が本国工業製品の輸出市場として重要性を増した18世紀の末葉において、フランス繊維工業生産のきわめて大きな部分がこの植民地市場と関係をもっていた事実である。この点については以上で論じることができなかったので、ここで一つの資料を掲げておきたい。表16は1788年にボルドー港から西インド植民地へ輸出された主要な繊維製品の生産地別を示したものである⁵⁾。これによると、西インド向け繊維製品の最大部分を占めるリンネルと他の麻織物は、ブルターニュを筆頭にメヌ（ラヴァル）、ノルマンディー（ルーアン、モルターニュ）、ピカルディー（サン＝カンタン）、フランドル（リール）、アンジュー（ショレー）、サントンジュ（オーネー）、ベアルンの諸州の生産物から成っている。また、麻織物に比べて絶対額ははるかに小さいが、綿織物の生産地としてルーアン、絹織物と帽子の生産地としてリヨン、毛織物の生産地としてシャンパーニュの

スダンとラングドックのカルカソンヌ、ハンカチの生産地としてショレー、がそれぞれ顔を出している。⁶⁾ もっとも、これらの諸地域の繊維工業生産が西インド市場に依存する度合いは決して一様ではなく、全体としてはむしろ低かったとみな⁷⁾ ければならないが、しかしそれにもかかわらず、西インド向け繊維製品の生産地の中に、当時のフランスにおける主要な繊維工業中心地のほとんどが網羅されていたという事実は、正しく認識される必要があろう。

表 16 ボルドー港の西インド向け輸出繊維製品の生産地別 (1788 年)

順位	生産地	品目別	輸出額 (千リーヴル)
1	Bretagne	リンネル	2,825.6
2	Cholet	ハンカチ	1,213.9
3	Laval	リンネル	1,146.8
4	LilleとFlandre	同上	1,089.1
5	Indes	モスリン	592.8
6	Rouen	綿織物	423.6
7	Rouen	リンネル	379.9
8	Lyon	絹織物	371.4
9	Bordeaux	インド更紗	326.4
10	Lyon	帽子	267.6
11	Mortagne	麻織物	265.2
12	Lille	ジャンガ	251.4
13	Saint-Quentin	バティスト	247.4
14	Lorient	彩色リネン	220.4
15	Rouen	麻織物	219.9
16	Bretagne	同上	208.1
17	Béarn	同上	182.8
18	Cholet	リンネル	176.6
19	Aulnay	同上	170.8
20	Mortagne	同上	143.5
21	Morlaix	麻織物	120.5
22	Nantes	帆布	118.5
23	Indes	インド更紗	116.7
24	Sedan	毛織物	115.0
25	Lille	麻織物	110.0
25	Ostende	インド更紗	110.0
27	Carcassonne	毛織物	102.6
28	Rouen	シヤム更紗	101.2

麻織物は toiles de chanvre の訳。

〔典拠〕 Arch. Nat., Col. F^{2b} 13, n° 19.

- 1) 各国のコーヒー輸入量については、Cf. Devèze, *Antilles*, p. 268.
- 2) この 1780 年代にはフランスの繊維製品、とりわけ麻織物の輸出先としてのスペイン市場の意義が 70 年代以前に比べて大幅に低下したが、西インド植民地向け輸出の急増加はこのスペイン市場の収縮をカバーして余りあるものであった。前掲拙稿「展開過程」、45-46 頁、表 13, 14 参照。ただし、このフランス領西インドへ輸出された繊維製品の中には、スペイン領アメリカを最終目的地とするものが含まれており、その量は、フランス繊維製品のスペイン本国経由アメリカ向け輸出が減少した 80 年代には、増加した可能性が強い。
- 3) イギリスの西インド植民地向け国産繊維製品（帽子をのぞく）の輸出額は、1784-86 年に年平均 41 万ポンド（約 1,000 万リーヴル）であった。Davis, *The Industrial Revolution*, p. 94, Table 41. これに対して同じ時期の、フランスの西インド向け国産繊維製品輸出額（帽子をのぞく）は年間 2,000 万リーヴルを下らなかったであろう。Arch Nat, Col. F^{2b} 12 (n°

- 14) et 13 (n°13) にもとづき推算。
- 4) イギリスは1784-86年にアメリカ合衆国に対して年平均146万ポンド(約3,600万リーヴル)、カナダに対して195,000ポンド(480万リーヴル)にのぼる国産繊維製品(帽子をのぞく)を輸出していた。Davis, *The Industrial Revolution*, p. 94, Table 41.
 - 5) ボルドーは当時、西インド向け輸出額においてフランス本国諸港中抜群の首位を占めており、とくに麻・亜麻・綿織物の西インド向け輸出額においてはフランス全体の約60%を集中していた。前掲表7およびArch. Nat., Col. F^{2B} 13に基づき計算。
 - 6) このリストに顔を出していない輸出向け繊維工業としては、マルセイユの帽子製造業があり、その製品は同港の主要な西インド向け輸出品目の一つであった。Cf. Rambert, *op. cit.*, pp. 426-427, 657. なお、毛織物の場合は西インドにおけるその需要自体が大きくなかったため、ボルドー以外の港についてみても、植民地へ大量に輸出している生産地は見当たらないが、スダンとカルカソンヌ以外にエルブフ、ルーヴィエ、ルーアン、ランス、アミアン、リール、ルマン等の製品が少量ながら西インドへ輸出されている。以上については、Cf. Arch. Nat., Col. F^{2B} 13, n°s 19-23.
 - 7) T.-J. Markovitch, *L'industrie française de 1789 à 1964, Cahiers de l'ISEA, Série AF 6*, Paris, 1966, Tableau de base XVIにもとづき推定。なお、当時のフランスにおいて、植民地向け生産に特化した繊維工業地域というものは見出しえないが、スペイン領アメリカやレヴァントをも含めて海外市場への依存度の高い繊維工業の例としては、ブルターニュのサン=ブリウ司教区、メヌ西部のラヴァル、ルーアン西方地域、サン=カンタン、リールの各亜麻織物生産、カルカソンヌを中心とするラングドックのイギリス風毛織物生産を挙げることができる。この点については、拙稿「植民地貿易」、36-37頁のほか、Ch. Engrand, *Concurrences et complémentarités des villes et des campagnes: les manufactures picardes de 1780 à 1815*, *Revue du Nord*, t. LXI, n°240, janv.-mars 1979, p. 67を参照。